

広島県配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する基本計画（第3次）
（案）

平成28（2016）年 月

広島県

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 基本方針	2
5 重点項目	2
6 数値目標	3
7 計画の進行管理	4
8 目指す姿と施策の体系	6
第2章 基本施策と取組の方向	9
重点項目と施策体系	9
被害者支援フロー図	11
第1節 予防・発見	
基本施策1 暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり	12
1 若年層への予防教育の充実	14
2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施	16
3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり	19
4 被害者への情報提供	21
5 暴力の抑止に向けた取組の充実	24
第2節 相談・保護	
基本施策2 信頼・安心できる相談・保護体制の確立	26
1 相談体制の充実・強化	28
2 保護体制の充実・強化	33
3 保護命令への対応等	36
第3節 自立	
基本施策3 関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施	38
1 施設における保護の円滑な実施	40
2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進	42
3 子供への支援の充実	44
4 生活の安定と心身回復へのサポート	46
5 関係機関・団体との連携強化	48

【資料編】

資料 1	相談・一時保護等の状況	5 0
資料 2	県民のDVに関する意識 (平成 2 6 (2014) 年度広島県政世論調査から抜粋)	5 2
資料 3	広島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)検討会委員名簿	5 9
資料 4	広島県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱	6 0
資料 5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	6 2
資料 6	配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)	7 4

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。

被害者の多くが女性であり、男女の固定的役割分担、経済力の格差など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題を背景とした誤った意識から生じており、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。

このような状況を改善し、DVを防止するとともに、被害者を保護・支援するため、平成13（2001）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（現行の法律名。以下「DV防止法」という。）が制定され、DVの防止や、被害者の保護に係る国や地方自治体の責務が明示されました。その後、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、都道府県による基本計画の策定義務の追加等を内容とする数度の法改正を経て現在に至っています。

県では、平成14（2002）年4月に婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置付けて、相談や一時保護等を開始し、平成18（2006）年6月には「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「県基本計画」という。）を、平成23（2011）年8月には第2次計画を策定しました。

これらの計画に基づいて、関係機関と連携しながらDVの未然防止と、被害者からの相談、保護、自立支援などの総合的な施策を推進してきましたが、警察によるDVの認知件数が増加している一方で、県及び全市町が開設している相談窓口の認知度は低く、その相談件数は減少傾向にあります。

また、平成26（2014）年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の5人に1人、女性では4人に1人がDVの被害経験があると答えているなど、表面化していないDV事案も多数発生していると推定されるほか、交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがあると答えた女性の数が、平成20（2008）年度には20人に1人だったものが、平成26（2014）年度には5人に1人と、急激に増加しており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然としてDV対策が大きな課題となっています。

こうした中、これまでの取組の成果や社会情勢の変化を踏まえ、より一層、効果的な取組を推進するため、発生予防や被害の顕在化の推進などの新たな視点を盛り込み、若年層を中心とした予防教育の実施、相談しやすい環境づくりの推進、相談・保護機関の対応力強化及び被害者の経済的自立の促進に重点的に取り組む計画を策定することとしました。

■配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence））

この計画における「配偶者」とは、DV防止法の定義と同義であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含みます。また、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含みます。

また、「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指します。

2 計画の位置付け

- (1) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す基本計画です。
- (2) 「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間（平成28（2016）年度から平成32（2020）年度まで）における「配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進」の具体的施策として策定します。

3 計画期間

この計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までとします。

<参考>

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1次計画 | 平成18（2006）年度～平成22（2010）年度 |
| 第2次計画 | 平成23（2011）年度～平成27（2015）年度 |

4 基本方針

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の人権が尊重され、DVにおびえることなく心身ともに安定した生活を送ることができる社会の実現は、県民の願いです。

この計画では、将来的理想像として、関係機関、関係団体、県民と協力し、次のような社会を目指すことにします。

【目指す姿】

配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

⇒目指す姿の実現に向けて、この計画の総括目標を次のとおり設定します。

【総括目標】

被害者が身近な地域で安心して相談でき、より適切な支援を受けられる体制が整っている

5 重点項目

施策を展開するに当たって、今後の取組を明らかにするために「予防・発見」「相談・保護」「自立」という3つの柱を立て、それぞれ次の項目に重点的に取り組むこととします。

予防・発見

- ⇒重点項目（1）若年層を中心とした予防教育の実施
（2）相談しやすい環境づくりの推進

相談・保護

- ⇒重点項目（3）相談・保護機関の対応力強化

自立

- ⇒重点項目（4）被害者の経済的自立の促進

- (1) 若年層を中心とした予防教育の実施
 - ・新たなDVの発生を予防するとともに、被害に遭った場合にも早期に相談行動が起こせるよう、若年層を中心とした教育・啓発の充実を図ります。
- (2) 相談しやすい環境づくりの推進
 - ・被害者の早期の相談行動が促進されるよう、被害者のみならず、被害者の周囲の人に向けた確実な情報提供などに取り組みます。
 - ・加害者による暴力がエスカレートし、再発するケースが多いと考えられることから、加害者にDVを正しく理解させ、誤った意識を払拭させる取組として、加害者に自覚を促す広報や加害者更生に向けた取組を検討します。
- (3) 相談・保護機関の対応力強化
 - ・相談者や相談内容の多様化に対して、適切な対応や支援が実施できるよう、相談員等の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携により、相談員に対するサポート体制を整えます。
 - ・一時保護後の早期自立に繋げるため、一時保護した被害者及び同伴児童に対し心理的ケアを実施するとともに、市町DV防止ネットワークの構築を支援し、地域での見守り体制の整備を図ります。
- (4) 被害者の経済的自立の促進
 - ・被害者が経済的に自立することが困難と考えているケースが多いことから、相談窓口と就業支援機関との連携を強化するとともに、相談・保護から自立までの一貫した心のケアを行い、就業を希望する被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就業支援に取り組みます。
 - ・被害者が同伴する子供に対する視点も重要なことから、要保護児童対策地域協議会と連携した市町DV防止ネットワークの構築を支援します。

6 数値目標

重点項目ごとに、次の指標に応じた数値目標を定めます。

重点項目	指 標	現況値	目標値
(1) 若年層を中心とした予防教育の実施	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識	—	50%以上
(2) 相談しやすい環境づくりの推進	「相談窓口を知らない」と答えた人の割合	16.7%	8.4%以下
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合	—	男性：30% 女性：70%
	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合	—	9.2%以上
(3) 相談・保護機関の対応力強化	相談員向け研修で学んだ知識と相談技術の発揮度	—	95%以上
	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数	15市町	全市町
(4) 被害者の経済的自立の促進	就業希望者に占める就業者の割合	—	85%以上

7 計画の進行管理

被害者の保護と自立支援を図るためには、配偶者暴力相談支援センター、市町、警察、法務局、婦人保護施設や母子生活支援施設等の社会福祉施設、民間団体等の各関係機関が共通認識を持ち、相互に連携を図りながら日々の相談や保護、自立支援等で緊密に協力し、切れ目のない実効性のある施策を実施することが必要です。

このため、この計画を総合的に推進するために、「広島県DV対策関係機関連絡会議」の開催等を通じて、市町、関係機関、民間支援団体等と、なお一層緊密な連携に努めます。

また、DV対策は、関係部局が連携して、それぞれ担当するDV関連施策を積極的に実施する必要があるため、県庁内に組織する「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議」において、毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、外部有識者で構成する会議において、本計画に設定する目標の達成状況をPDCAサイクルにより検証し、計画期間内であっても状況の変化に応じて必要な見直しを図ります。

■広島県DV対策関係機関連絡会議

主な構成員：広島地方裁判所、広島法務局、広島地方検察庁、（一社）広島県医師会、（一社）広島県歯科医師会、市町関係課、婦人保護施設、広島弁護士会、（社福）広島県社会福祉協議会、広島県民生委員児童委員協議会、広島県母子生活支援施設協議会、（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会、（公財）広島県男女共同参画財団、民間支援団体、県庁関係課、県警察本部、県教委、県立総合精神保健福祉センター、県こども家庭センター

■配偶者暴力相談支援センター

DV防止法により、被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等の情報提供等の支援を行う機関。

■広島県内の配偶者暴力相談支援センター

【各配偶者暴力相談支援センターの担当地域】

機 関 名		担 当 地 域
県	西部こども家庭センター 広島市南区宇品東四丁目1-26 ☎(082)254-0391 休日・夜間電話相談 ☎(082)254-0399	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
	東部こども家庭センター 福山市瀬戸町山北291-1 ☎(084)951-2372	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
	北部こども家庭センター 三次市十日市東四丁目6-1 ☎(0824)63-5181(代) 内線2313	三次市、庄原市
市	広島市配偶者暴力相談支援センター 広島市中区富士見町11-27 ☎(082)545-7498	広島市

【各こども家庭センターの付与機能】

施 設 名	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談所	女性相談	児 童相談所	知的障害者更生相談所
西部こども家庭センター	●	○	○	○	○
東部こども家庭センター	○		○	○	○
北部こども家庭センター	○		○	○	○

※ ●は、各配偶者暴力相談支援センターの連携の中心となる施設

※ 婦人相談所は、元々は売春防止法に基づく施設でしたが、DV防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなります。

8 目指す姿と施策の体系

■第1節 予防・発見

基本施策1 暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり

【目指す姿】

- 若年層におけるDVに対する認識の向上によって、新たな被害の発生が減少しています。
- DVに対する認識の更なる向上によって、被害防止の機運が醸成されています。
- 関係機関の連携により、被害者を発見・通報する体制が構築されています。
- 相談窓口や支援内容に関する周知が進み、被害者が我慢することなく早期に身近な機関に相談しています。
- 加害者が自らのDVに気づくとともに、その行為に対する責任を認識し、再び暴力を振るわないようにするための対策が講じられています。

施策体系	重点項目と達成イメージ（指標）
<p>1 若年層への予防教育の充実</p> <p>2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施</p> <p>3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり</p> <p>4 被害者への情報提供</p> <p>5 暴力の抑止に向けた取組の充実</p>	<p>重点1</p> <p>若年層を中心とした予防教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層と保護者に向けた啓発・教育 <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識度の向上 <p>重点2</p> <p>相談しやすい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者のみならず、周囲の人等に向けた啓発・情報提供 <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞DV相談窓口の周知度の向上 ☞被害を相談した人、公的機関へ相談した人の割合の増

■第2節 相談・保護

基本施策2 信頼・安心できる相談・保護体制の確立

【目指す姿】

- 被害者の心身の状態や児童の同伴など個々の状況に応じた適切な相談を受けられる環境が整っています。
- 被害者が、関係機関の連携による安全安心な環境の下で、適切な保護を受けられる環境が整っています。
- 被害者が、保護命令の発令によって、地域で安全に安心して生活しています。

施策体系	重点項目と達成イメージ（指標）
<p>1 相談体制の充実・強化</p> <p>2 保護体制の充実・強化</p> <p>3 保護命令への対応等</p>	<p>重点3</p> <p>相談・保護機関の対応力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上と関係機関との連携強化 ・被害者及び同伴児童への心理的ケア <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞研修で学んだ知識と相談技術の発揮度の向上 ☞要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワークの全市町への構築 ☞被害を相談した人、公的機関へ相談した人の割合の増（再掲）

■第3節 自立

基本施策3 関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施

【目指す姿】

- 関係機関が連携し、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所した被害者の状況に応じた効果的・継続的な支援が実施されています。
- 被害者が、心理的なケアを受けて立ち直り、実情に即した就業支援により、経済的に自立した生活を送っています。
- 子供たちが必要な支援を受け、地域で見守られながら安心して暮らしています。
- 被害者が、自立に向けた支援を受け、安心して暮らしています。
- 地域で関係団体の連携体制が確立され、相談から保護、自立支援まで、切れ目なく対応できる環境が整備されています。

施策体系	重点項目と達成イメージ（指標）
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設における保護の円滑な実施 2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進 3 子供への支援の充実 4 生活の安定と心身回復へのサポート 5 関係機関・団体との連携強化 	<p>重点4</p> <p>被害者の経済的自立の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口と就業支援機関との連携強化と就業支援策等の充実（被害者等への心理的ケアを含む。） ・地域での見守り体制の確立 <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞就業希望者に占める就業者の割合の増 ☞要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワークの全市町への構築(再掲)

第2章 基本施策と取組の方向

【重点項目】

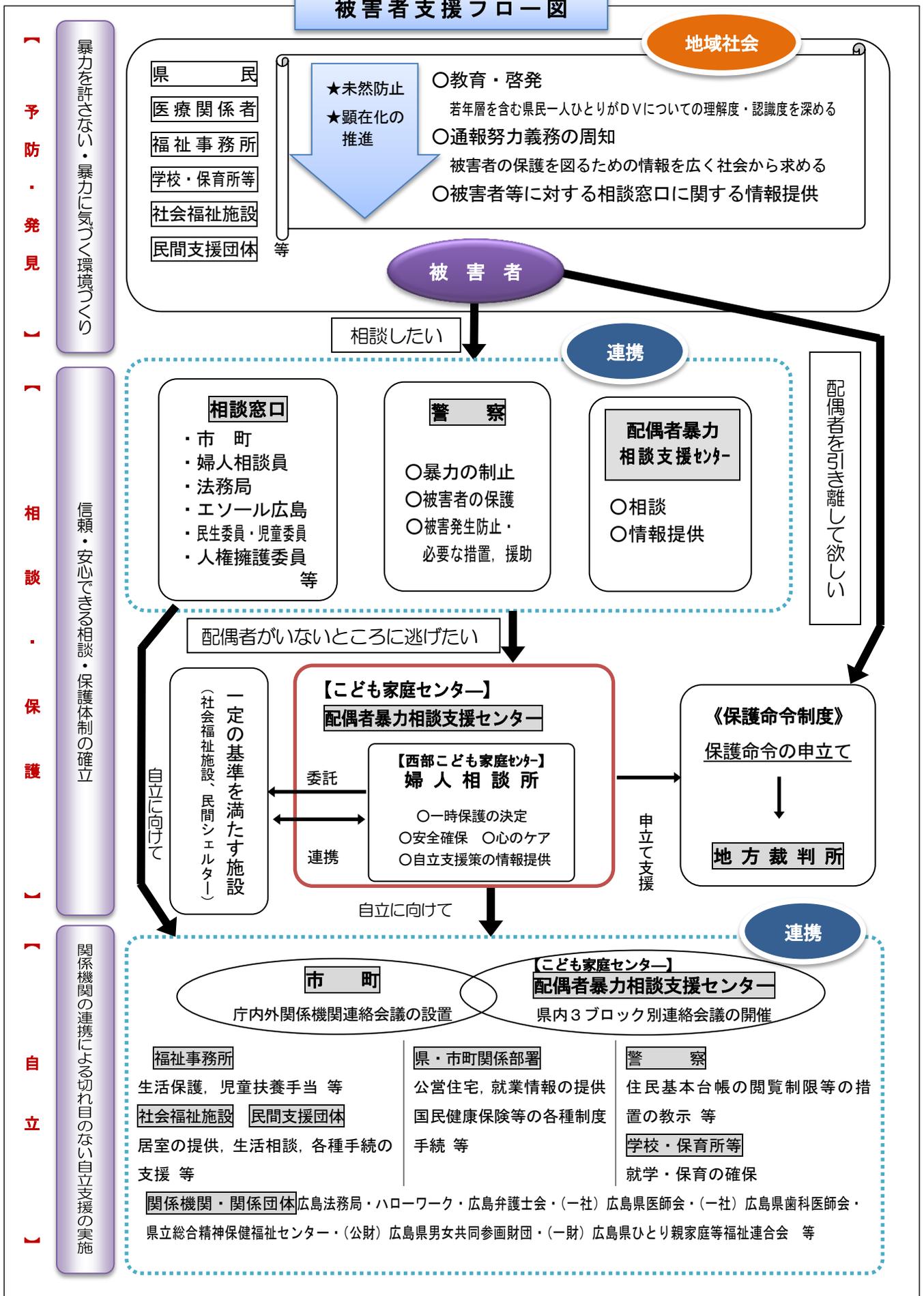
重点1	若年層を中心とした予防教育の実施
重点2	相談しやすい環境づくりの推進
重点3	相談・保護機関の対応力強化
重点4	被害者の経済的自立の促進

【施策体系】

区分	施策体系	取組	重点項目に対応する取組	
予防・発見	暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり	1 若年層への予防教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や学校等における予防教育・啓発の充実 若年層の認識度の把握 	重点1
		2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する確実な情報提供 	重点1 重点2
			<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等における啓発 職務関係者に対する研修等の充実(制度周知) 	重点1 重点2
		3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する通報制度の周知 	重点2
			<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者との連携 福祉関係者、学校関係者等との連携 相談窓口への働きかけ 	重点2 重点2 重点2
		4 被害者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への情報提供 外国人への情報提供 	重点2 重点2
5 暴力の抑止に向けた取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> 加害者に自覚を促す周知等 加害者更生の取組に向けた検討 被害防止のための措置の実施 			
相談・保護	信頼・安心できる相談・保護体制の確立	1 相談体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の状況に応じた対応が可能な相談員等の育成 	重点3
			<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築 	重点3 重点4
			<ul style="list-style-type: none"> 市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援 配偶者暴力相談支援センター機能の充実 	
			<ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実 	

区分	施策体系	取組	重点項目に対応する取組	
相談・保護	信頼・安心できる相談・保護体制の確立	2 保護体制の充実・強化	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア	重点3 重点4
			・ 移送体制の充実	
			・ 一時保護体制の充実	
		3 保護命令への対応等	・ 警察等との連携による安全確保措置の実施	
			・ 保護命令制度の周知徹底	
			・ 保護命令申立てに係る支援	
自立	関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施	1 施設における保護の円滑な実施	・ 保護命令制度の周知徹底	
			・ 保護命令申立てに係る支援	
			・ 警察等との連携による保護対策等の実施	
		2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進	・ 婦人保護施設への入所	
			・ 施設や福祉事務所等との連携強化	
			・ 高齢者への援助	
			・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア(再掲)	重点4 重点3
		3 子供への支援の充実	・ 相談窓口と就業支援機関との連携強化	重点4
			・ 自立支援策の情報提供等の充実	重点4
			・ 就業の支援	重点4
			・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア(再掲)	重点4 重点3
		4 生活の安定と心身回復へのサポート	・ 要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築(再掲)	重点4 重点3
			・ 子供に対する支援の充実	
			・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア(再掲)	重点4 重点3
		5 関係機関・団体との連携強化	・ 安全確保に係る支援	
			・ 手当や貸付による経済的支援	
			・ 住宅確保に係る支援の充実	
			・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域内の連携	
			・ 民間団体との連携事業の推進	
			・ 関係機関への働きかけ	
			・ 市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	

被害者支援フロー図



第1節 予防・発見

基本施策1 暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり

DVには、なぐる、けるなどの身体に損傷を加える行為だけでなく、精神的、経済的、性的、また、子供に暴力を見せるなど子供を巻き込んだ暴力があり、これらの暴力が複雑に重なり合っています。これらの行為は、家庭内で行われるため、外部から発見されにくいという特性があり、社会的にも、個人や家庭の問題として矮小化される傾向があります。

また、加害者に罪の意識が薄いという傾向がある一方で、被害者自身が深刻な事態にもかかわらず自分が被害者だと気付かず、「自分が我慢すれば」と忍従を重ねたり、身内に相談しても世間体を気にして我慢を強いられたりすることもあります。

県民一人ひとりが、DVについての理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会の機運を醸成することが必要です。

また、被害の深刻化を防止するために、被害者に対する相談窓口や相談によって受けられる支援などの広報に加え、DVの発見者による通報の努力義務に係る制度を県民に周知するとともに、被害者を発見しやすい立場にあると言われる医療関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等をいう。以下同じ。）、福祉関係者（民生委員・児童委員や人権擁護委員及び児童虐待防止・高齢者の権利擁護等の窓口となっている関係機関等をいう。以下同じ。）及び学校関係者等（学校や保育所等の子供に関わる機関の関係者をいう。以下同じ。）との連携を通じて、被害者を相談窓口へ誘導する必要があります。

さらに、加害者自身に自らの行為がDVであることを気付かせて責任を認識させるとともに、再び暴力を振るわないようにするための教育的な働きかけも重要です。

- 基本施策1では、次の重点項目を中心とした施策を展開します。

【重点項目】

重点1 若年層を中心とした予防教育の実施

重点2 相談しやすい環境づくりの推進

【施策体系】

施策体系	取組	重点項目に対応する取組
1 若年層への予防教育の充実	・家庭や学校等における予防教育・啓発の充実	重点1
	・若年層の認識度の把握	
2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施	・県民に対する確実な情報提供	重点1 重点2
	・企業・団体等における啓発	重点1 重点2
	・職務関係者に対する研修等の充実（制度周知）	重点1 重点2
3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり	・県民に対する通報制度の周知	重点2
	・医療関係者との連携	重点2
	・福祉関係者、学校関係者等との連携	重点2
	・相談窓口への働きかけ	重点2
4 被害者への情報提供	・被害者への情報提供	重点2
	・外国人への情報提供	重点2
5 暴力の抑止に向けた取組の充実	・加害者に自覚を促す周知等	
	・加害者更生の取組に向けた検討	
	・被害防止のための措置の実施	

【重点項目に対応する指標】

重点項目	指標	現況値	目標値
1 若年層を中心とした予防教育の実施	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識	—	50%以上
2 相談しやすい環境づくりの推進	「相談窓口を知らない」と答えた人の割合	16.7%	8.4%以下
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合	—	男性：30% 女性：70%
	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合	—	9.2%以上

1 若年層への予防教育の充実

目指す姿

若年層におけるDVに対する認識の向上によって、新たな被害の発生が減少しています。

現 状

- 近年、児童虐待相談件数が増加していますが、特に子供の面前で行われるDVを目撃することによる心理的虐待の通報が急増しています。また、テレビの番組やゲーム等を通じて幼少時から暴力を目にする機会も増えています。
- 「男女間における暴力に関する調査」（内閣府調査）によると、「交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがある」と答えた女性の数が、平成20（2008）年度に20人に1人だったものが、平成26（2014）年度には5人に1人となり、急激に増加しています。

課 題

- 幼少期の虐待や暴力に関する経験が、将来の暴力の容認につながらないように、学校、幼稚園、保育所等での人権教育と併せて、地域における人権教育も重要です。
- 思春期や青年期などの若い男女間で生じているデートDVが、結婚後のDVにつながらないように、若年層に対して男女の人権尊重に向けた啓発や人権教育が必要です。
- また、若年層のデートDVに関する認識を把握し、効果的な施策展開を行う必要があります。

具体的取組

取 組	内 容
家庭や学校等における予防教育・啓発の充実 重点1	・若年層とその保護者に対し、自分も被害者や加害者になる可能性があることなど、男女間の暴力の問題についての認識度が高まるよう、県広報紙（誌）やホームページ、パブリシティ等を活用した広報やリーフレットの配布を行います。
	・学校、地域等において、「広島県人権教育推進プラン」（平成14（2002）年12月策定）に基づき、学校教育及び社会教育における人権教育を推進します。

	<ul style="list-style-type: none">・学校では、幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解が深まるよう取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒向けのデートDVに係る啓発・学習資料の活用等により、望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成に取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none">・デートDVに係る教師用指導資料の周知を図るなど、教職員の意識啓発と指導力の向上を推進します。
若年層の認識度の把握	<ul style="list-style-type: none">・取組効果を測る指標として、若年層における暴力の認識などを把握するため、県内の高校及び大学への調査を行います。

■児童虐待

保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいいます。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待が児童虐待と定義されています。

2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施

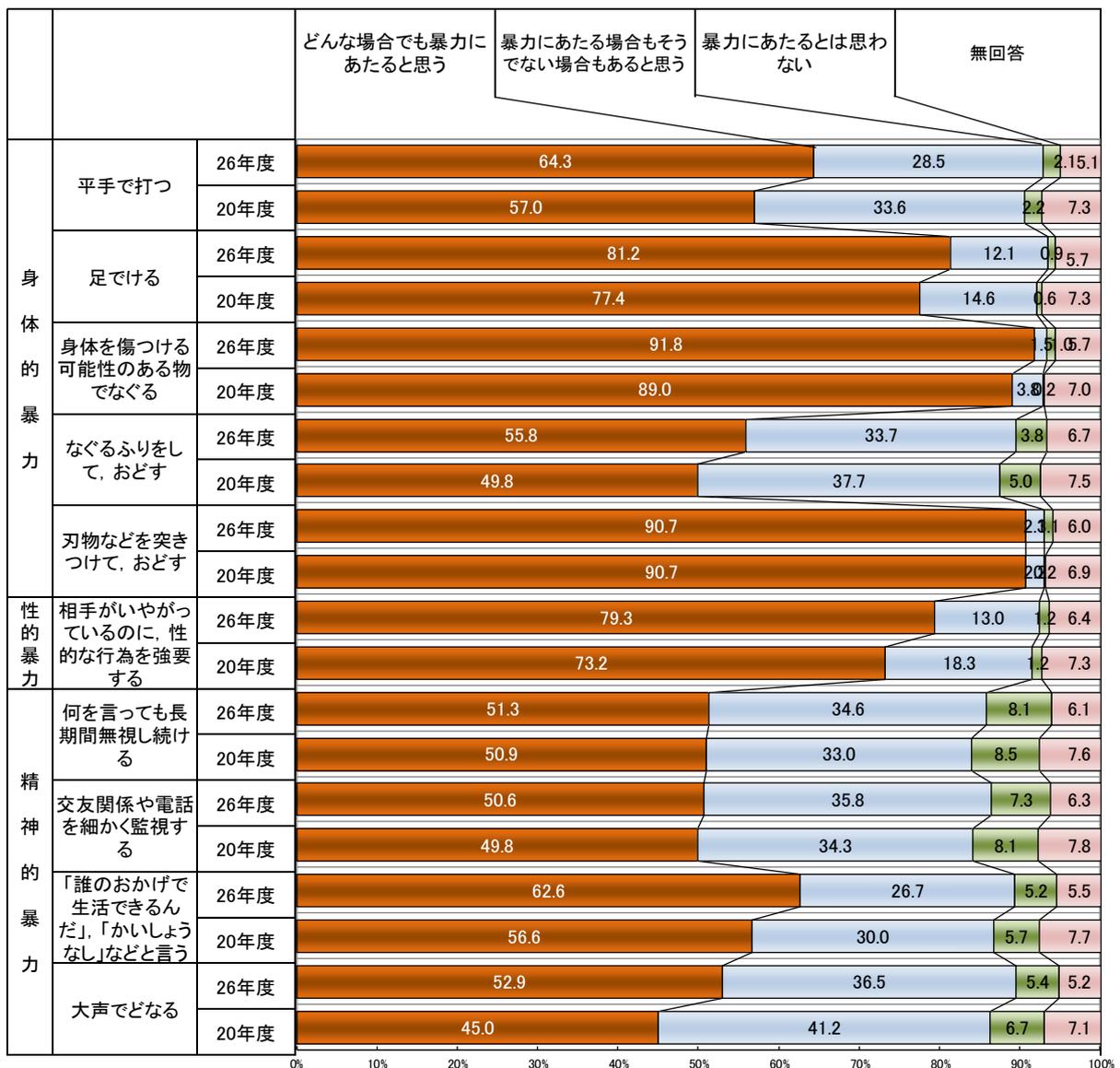
目指す姿

DVに対する認識の更なる向上によって、被害防止の機運が醸成されています。

現 状

- 平成26（2014）年度に行った広島県政世論調査では、DVの認識について、身体的、性的及び精神的暴力のほぼ全ての項目で、6年前の調査より上昇しています（平均+4.1ポイント）。また、精神的暴力については、暴力と認識する人の割合が低い傾向が見られます。

DVの認識



(広島県政世論調査)

- 被害者が勇気を出して身近な人に相談した場合に、相談された人のDVに対する認識が低いために、「愛されている証拠」、「どこの家庭も同じ」などの誤ったアドバイスを受けることで、被害者がさらに我慢を重ね、結果的に心身に深刻な被害を受けるまで、DVの発見が遅れる可能性があります。

課題

- DVを確実に減らしていくためには、より一層、DVについての県民の認識度を高めるための啓発活動を推進する必要があります。
- DVに対する認識度が低ければ、誰もが被害者・加害者になりうるということを踏まえ、まだDVの経験はないものの、DVを容認する意識を持っている潜在的被害者・潜在的加害者に対して、初発防止の取組を進めていく必要があります。

具体的取組

取組	内容
県民に対する確実な情報提供 重点1 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力もDVであることなど、DVについての認識度が高まるよう、県広報紙（誌）やホームページ、パブリシティ等を活用した広報やリーフレットの配布を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県人権啓発推進プラン」に基づき、「女性に対する暴力をなくす運動」や「ヒューマンフェスタひろしま」等を通じて人権啓発への取組の推進に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」に基づき、男女共同参画を推進するための啓発を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に対し、広報誌等により地域住民・地域団体等がDVについて理解を深めるための啓発を行うよう働きかけます。 ・上記のほか、各種の広報媒体等を有機的に活用し、必要な人に必要な情報を届ける視点から、効果的な情報提供に努めます。
企業・団体等における啓発 重点1 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体等が自主的に行う啓発等の取組に対し、協力・支援を行います。

職務関係者に対する研修等の充実（制度周知） 重点1 重点2	・行政職員，警察職員，医療関係者，福祉関係者，学校関係者等に対し，DV防止法の趣旨及び仕組みについて研修等を実施し，周知徹底を図ります。
--	--

3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり

目指す姿

関係機関の連携により、被害者を発見・通報する体制が構築されています。

現 状

- DV防止法では、被害者（身体に対する暴力を受けた者に限る。）を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。
- しかし、DVは家庭内で起こることが多く、外部からの発見が困難である上、被害者自身が誰かに相談することをためらうことで、被害が潜在化しやすい傾向にあるため、発見や通報は容易ではありません。
- 医療関係者は、その職務上、被害者を発見しやすい立場にありますが、児童虐待のケースと違い、被害者は判断力のある大人であるため、原則、本人の意思を確認した上で、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することができることになっています。

課 題

- 被害者の身近な相談者である福祉関係者や、子供の異変からDVを発見しやすい立場にある学校関係者等は、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員、市町の担当部署との連携を図りながら、被害者の早期発見につなげていく必要があります。
- 医療関係者、社会福祉施設等職員や、地域包括支援センター等の関係機関が、患者や利用者のけがや症状及び生活状況等から異変を察した場合は、早期に必要な情報提供や相談機関への引継ぎに努める必要があります。

具体的取組

取 組	内 容
県民に対する通報制度の周知 重点2	・県民に対し、DVに関する啓発・広報を行うとともに、DV防止法の趣旨に沿って通報が行われるよう周知を図ります。

医療関係者との連携 重点2	・DV相談対応マニュアルの配付などにより、医療関係者に対して、被害者に相談窓口、医療保険制度に関する助言を行うことや、配偶者暴力相談支援センター等に通報するなどの積極的な支援が行われるよう働きかけます。
福祉関係者、学校関係者等との連携 重点2	・福祉関係者、学校関係者等を対象に開催される研修会等に被害者の支援に関わる県職員等を講師として派遣し、DV防止法の周知を図り、被害者の早期発見につながる積極的な情報提供を行います。
相談窓口への働きかけ 重点2	・住民に身近な市町の相談窓口に対し、被害者が相談しやすい環境づくりがされるよう働きかけます。

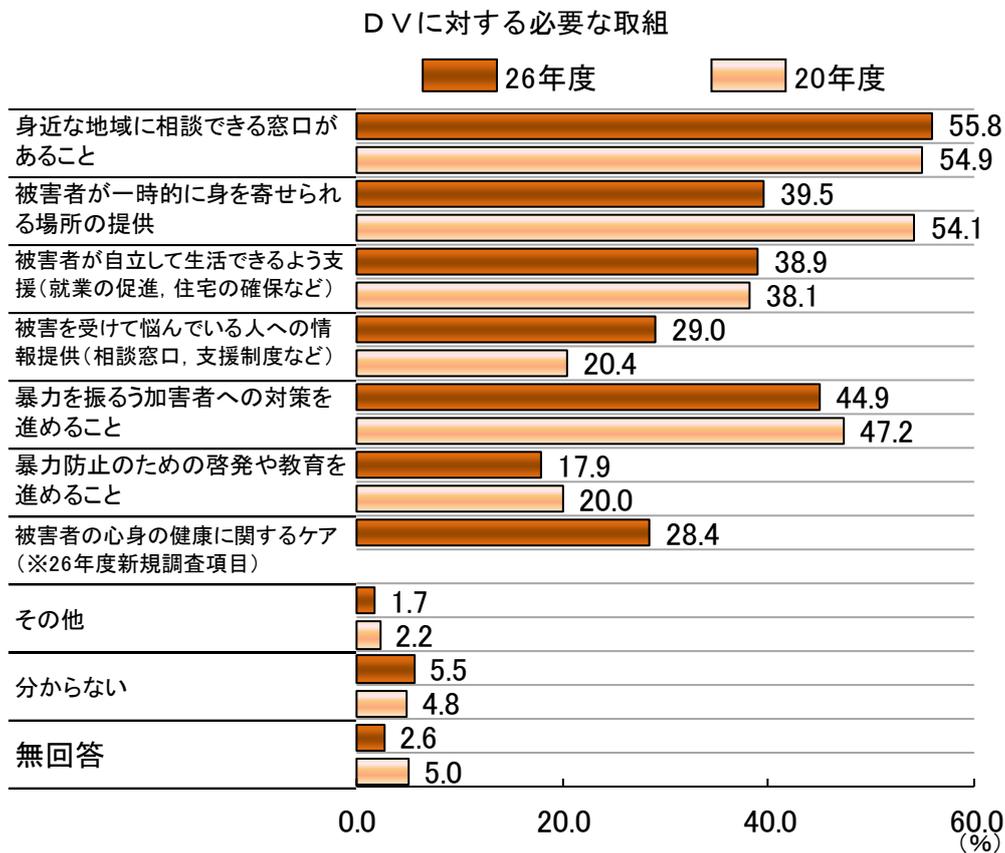
4 被害者への情報提供

目指す姿

相談窓口や支援内容に関する周知が進み、被害者が我慢することなく早期に身近な機関に相談しています。

現状

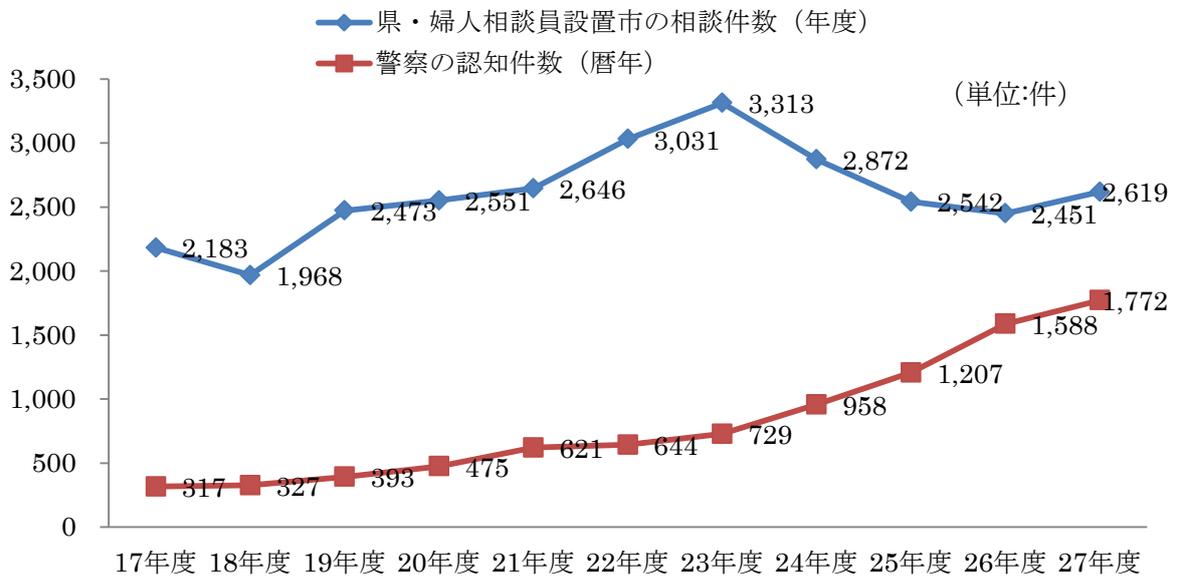
- 広島県政世論調査結果では、DVに対する必要な取組として、55.8%の人が「身近な地域に相談できる窓口があること」と答えています。



(広島県政世論調査)

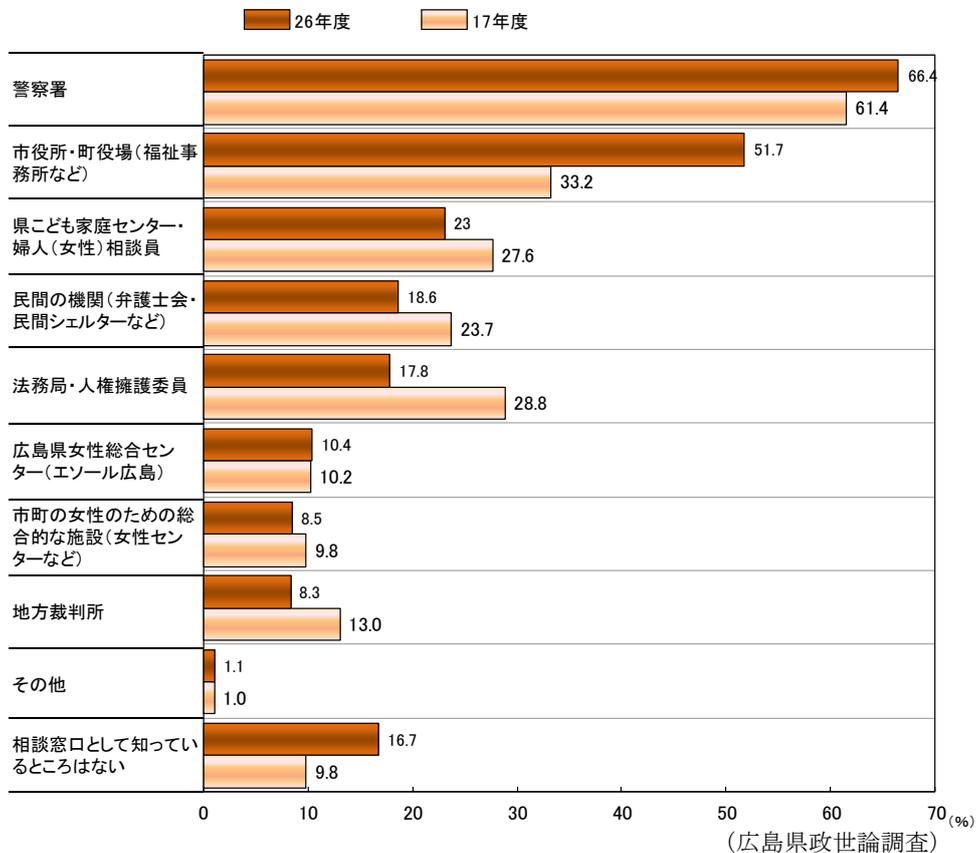
- 県警におけるDV事案認知件数は増加していますが、県及び市が開設している相談窓口の認知度は低く、その相談件数は減少傾向にあります。

相談件数と認知件数の推移



(広島県子ども家庭センター・広島県警察本部資料)

知っているDV相談窓口



課題

- 相談窓口が分からない、どの程度で相談したらいいのかわからない、相談するのが恥ずかしい、相談に対する不安があるなどが要因となって、被害者の相談行動につながりにくい実態があると考えられることから、相談窓口の周知や、相談しやすい窓口の環境づくりなどが求められます。
- 被害の潜在化、深刻化を防止するためには、日頃から身近なところで相談でき、被害者が自立に向けた支援制度等をより多く知ることができる環境を整備することが必要です。

具体的取組

取組	内容
被害者への情報提供 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町等の相談窓口や受けられる支援内容に加え、相談の秘密が守られること、相談によって改善が可能であることなどを広報することで、被害者の相談行動を促します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、スーパーマーケット、美容院など県民が日常生活の中で訪れることの多い場所において、啓発リーフレットの配布や相談窓口を記載したカードやステッカー等の配置などの情報提供に努めます。また、実施に当たっては、トイレ、洗面所や授乳室に置くなど、人目を気にせず情報が入手できるような工夫を行います。
外国人への情報提供 重点2	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語のリーフレットの作成や関係機関と連携した情報提供に努めます。

5 暴力の抑止に向けた取組の充実

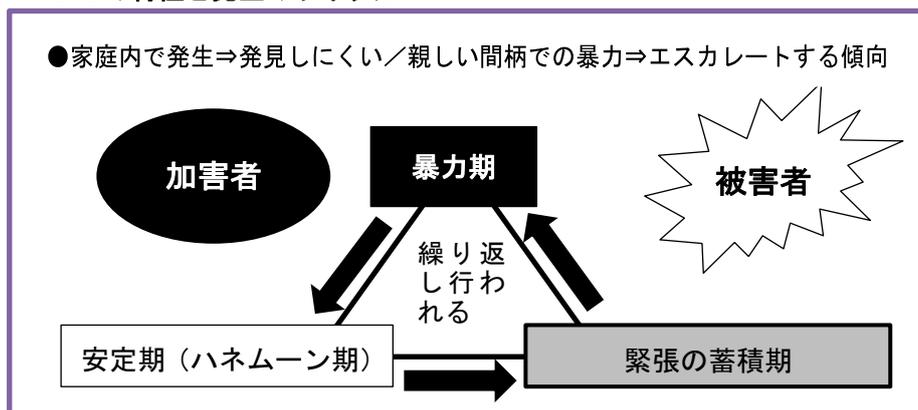
目指す姿

加害者が自らのDVに気づくとともに、その行為に対する責任を認識し、再び暴力を振るわないようにするための対策が講じられています。

現 状

- 加害者に「自分の行為がDVである」との自覚がないことや、加害者が「DVである」と気づいても相談できる場所がないことが要因になり、暴力がエスカレートし、再発するケースが多くなっています。

《DVの特性と発生のサイクル》



※このサイクルは、アメリカの心理学者レノア・ウォーカーが、多くのDV被害を受けた女性から聞き取りをした結果、明らかにした理論です。

課 題

- DVの再発を防止するためには、警察による加害者への取締りなどによる暴力の抑止及び被害者の保護による安全確保だけでなく、加害者にDVが犯罪行為だという自覚を促し、更生させるための取組が重要です。

具体的取組

取 組	内 容
加害者に自覚を促す周知等	・加害者更生に取り組む団体と関係機関が連携し、加害者に自分の行為がDVであることを気付かせて罪の意識を芽生えさせるとともに、DVに至った誤った意識を払拭させる周知・広報に取り組めます。

加害者更生の取組に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">・リスク・アセスメントにより、危険度を的確に把握し、被害者の安全を確保したうえで、加害者に対して適切なアプローチを行う取組を検討することとし、医療機関や関係団体等に対し働きかけるとともに、連携体制の構築を図ります。
被害防止のための措置の実施	<ul style="list-style-type: none">・国において、加害者更生に関する調査研究が継続して実施されていることから、その動向を注視し、上記の取組に反映させます。 <ul style="list-style-type: none">・警察は、DVが行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護を引き続き実施します。また、被害者の意思等を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、引き続き被害の発生を防止するための措置を講じます。

第2節 相談・保護

基本施策2 信頼・安心できる相談・保護体制の確立

被害者からの相談については、平成14（2002）年4月から西部子ども家庭センター（婦人相談所）を、平成17（2005）年7月からは東部及び北部子ども家庭センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、県内3か所の子ども家庭センターにおいて、市町、警察、法務局等の関係機関と連携しながら対応しています。

また、県内8市において婦人相談員が設置されるとともに、全ての市町で被害者の相談窓口が設置され、県民の身近な地域での相談体制が確保されています。

これらの県や市町等の相談窓口が適切に機能するとともに、相談を受ける側の不適切な対応により、被害者に更なる被害（以下「二次的被害」という。）が生じないように、相談業務に携わる職員の資質の向上を図るための研修を充実する必要があります。

また、被害者や同伴する家族の身の安全を確保することが重要です。

被害者を緊急保護するため、西部子ども家庭センター（婦人相談所）で被害者やその同伴する家族の一時保護の決定を行っています。

配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者に対して、「被害者への接近禁止」、「被害者の子への接近禁止」、「被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去」等を内容とする「保護命令」を発令し、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする保護命令制度が整えられています。

■婦人相談員

DV防止法により、婦人相談員は被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされています。

- 基本施策2では、次の重点項目を中心とした施策を展開します。

【重点項目】

重点3 相談・保護機関の対応力強化

【施策体系】

施策体系	取組	重点項目に対応する取組
1 相談体制の充実・強化	・被害者の状況に応じた対応が可能な相談員等の育成	重点3
	・要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築	重点3 (重点4)
	・市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	
	・配偶者暴力相談支援センター機能の充実	
	・相談体制の充実	
2 保護体制の充実・強化	・被害者及び同伴児童への心理的ケア	重点3 (重点4)
	・移送体制の充実	
	・一時保護体制の充実	
	・警察等との連携による安全確保措置の実施	
3 保護命令への対応等	・保護命令制度の周知徹底	
	・保護命令申立てに係る支援	
	・警察等との連携による保護対策等の実施	

【重点項目に対応する指標】

重点項目	指標	現状値	目標値
3 相談・保護機関の対応力強化	相談員向け研修で学んだ知識と相談技術の発揮度	—	95%以上
	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数	15市町	全市町
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合(再掲)	—	男性：30% 女性：70%
	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合(再掲)	—	9.2%以上

1 相談体制の充実・強化

目指す姿

被害者の心身の状態や児童の同伴など個々の状況に応じた適切な相談を受けられる環境が整っています。

現 状

- 県のこども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）では、月曜日から金曜日の午前10時15分から午後5時まで、被害者からの電話相談・来所相談に対応するとともに、休日昼間（土・日・祝 午前10時から午後5時まで）・平日夜間（月～金 午後5時から午後8時まで）においても電話相談を実施しています。
- DV防止法において、県及び市町は、適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう求められており、平成25（2013）年度から、その重要な機能である相談窓口が全市町に設置されています。
- 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市の8市には、婦人相談員が設置されており、当該市における相談業務を行っています。
- 相談者や相談内容の多様化に対して、相談員による適切な対応や支援が困難なケースが生じています。
- 被害者の逃避先情報の開示事故や相談窓口の職員に対する威嚇など、全国で加害者の追及によるリスクが発生しています。
- 平成13（2001）年度に全県域を対象とした関係機関連絡会議を、また、平成14（2002）年度には各こども家庭センターの圏域ごとに、ブロック別の関係機関連絡会議を発足させ、県の配偶者暴力相談支援センターを中心にDV被害者保護や支援に関する情報交換及び事例検討等を行い、関係機関の連携に努めています。
- 平成28（2016）年6月現在、県内15市町（広島市、竹原市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町）において、要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワークが構築され、相談から自立支援まで関係部署が連携した一体的な支援施策の推進が図られています。

課 題

- 被害者からの多種多様な相談ニーズに、迅速に対応できる体制を整備するとともに、その周知を図ることが必要です。
- 婦人相談員未設置の市への設置の働きかけやDV相談窓口の充実強化を図るとともに、被害者が県内のどこに住んでいてもより身近なところで相談することができ、迅速で適切な支援が受けられるよう、DV防止法に基づく市町配偶者暴力相談支援センターの設置を促進する必要があります。
- 住民に身近な相談相手である民生委員・児童委員等が相談機能を担える体制づくりを推進することが必要です。
- 複雑・困難な相談の増加に対応するため、また、相談機関での不適切な対応や、DVを理解していない職員の言動による二次的被害を防止するため、引き続き職務関係者の資質の向上と研修の充実に努める必要があります。
- 知的・精神的障害に関する専門的な知識の習得を促進するなどにより、相談員等の資質の向上を図ることが必要です。
- 医療従事者等の職務関係者が異変を察した場合は、早期に相談機関に関する必要な情報を提供し又は相談機関への引継ぎを行うことが求められますが、プライバシーへの配慮、個人情報の管理などについて十分注意することが必要です。
- 被害者や子供等の安全確保対策などに十分配慮し、住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限等二次的被害の防止や守秘義務の徹底について、関係職員一人ひとりが自覚し、関係部署と連絡調整を図りながら職務を行う必要があります。
- 配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員、市町の担当部署は、診療等を通じて被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や、被害者の身近な相談者である福祉関係者、子供の異変からDVを発見しやすい立場にある学校関係者等との連携を図りながら、被害者の早期発見につなげていくことが必要です。
- 性犯罪被害者等は、心身に大きなダメージを受けているにも関わらず、被害が潜在化して、支援を受けられない状況にあります。

具体的取組

取 組	内 容
被害者の状況に応じた対応が可能な相談員等の育成 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員等の人材育成をより具体的・計画的に推進していくため、コンピテンシー(単なる知識や技能だけではなく、態度などを含む様々な資質・能力を活用して、複雑な要求・課題に対応することができる実践能力や行動特性)モデルを作成します。 ・ 西部子ども家庭センター(婦人相談所)において、婦人相談員等に対し、コンピテンシーモデルに基づいた体系的な研修を行います。 ・ 婦人相談員は、各種制度を熟知して被害者に適切な助言を行うことが必要であり、福祉関係職員の専門研修等への参加や全国婦人相談員研究協議会等に計画的に派遣し、資質の向上を図ります。 ・ 警察職員、医療関係者、福祉関係者及び学校関係者等の職務関係者等に対して、各機関の会議や研修会の場を活用して、DVの特性、二次的被害防止のために配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行について、実務的な研修を行います。 ・ 婦人相談員、一時保護施設等職員、市町の相談窓口担当者等が被害者の状況から障害の有無を把握し、医療機関、障害者施設等の関係機関の支援につなぐなど、状況に応じた適切な支援が提供できるよう、専門的な知識の習得の促進及び関係機関との緊密な連携の推進に努めます。 ・ 市町の障害者相談窓口に対し、障害者の虐待防止・権利擁護に関する研修を行い、障害を有する被害者等への適切な支援について周知を図ります。
要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築 重点3 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町DV防止ネットワークが構築され、要保護児童対策地域協議会と連携した地域の見守り体制が確保されるよう、未整備の市町に対して支援を行います。
市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町に対する情報提供や助言を行い、基本計画の策定が円滑に進むよう働きかけます。 ・ 市町への婦人相談員の設置による支援体制の強化や、配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町に助言や情報提供等を行います。
配偶者暴力相談支援センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供と家庭の総合相談窓口としての子ども家庭センターのメリットを十分に活かし、それぞれの職務の連携に努めます。また、本県におけるDV相談支援の中核機関としての機能を果たすよう、心理的ケアが必要な被害者への対応、法手続きに対する支援等について、最新の情報を入手するとともに、ノウハウを蓄積し、専門性の強化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により被害者の心のケアに努めます。 ・ 被害者の状態に併せて同伴する子供の状態についても十分把握し，子供と家庭に関する総合的機関であるども家庭センターのメリットを十分に活かし，それぞれの職務の連携により子供の心のケア等について総合的な支援を行います。 ・ 相談業務を行う市町や法務局，民間団体等の関係機関等と連携し，相談者への適切な支援に努めます。
(休日・夜間電話相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVによる被害の発生が多い休日や夜間の電話相談について，引き続き実施します。
(外国人通訳等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人や障害のある被害者からの相談には外国語通訳や手話通訳による対応など情報伝達手段の確保に努めるとともに，合理的な配慮を行います。 ・ 外国人からの相談に対しては，外国語リーフレットを作成するとともに，必要に応じて通訳を確保します。 ・ ひろしま国際センター内において，多言語による「外国人相談窓口」を運営し，相談の中でDVに係るものがある場合には，西部ども家庭センター（婦人相談所）と連携して支援を行います。
(弁護士相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的支援を必要とする相談に対しては，弁護士の助言を得られる体制を整備します。
相談体制の充実	
(学校等の相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等においては，子供に対する心のケアの実施について，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行います。
(警察の相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察においても，引き続き各警察署や交番・駐在所で被害者からの相談に応じます。 ・ 女性の被害者や相談者（以下「女性被害者等」という。）からの警察安全相談の受理に当たっては，相談室又は外部から視認できない相談ブースにおいて行うなど，女性被害者等のプライバシーの保護に配慮します。 ・ 女性安全ステーションでは，プライバシーに配慮した専用スペースを確保し，女性警察官が女性被害者等の心情に配慮して対応します。 ・ 関係場所を管轄する都道府県警察，警察署間で情報を共有し，連携して対応します。
(エソール広島の相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活上の様々な悩みについての相談に応じる「エソール広島相談事業」を実施する（公財）広島県男女共同参画財団を支援します。

(地域の相談体制づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な相談相手であり、また、市町や専門相談機関とのパイプ的な役割を担う民生委員・児童委員や人権擁護委員及び被害を発見しやすい立場にある保健師や保育士等に対し、被害の実態と対応等についての研修を行い、地域における相談体制づくりを支援します。 ・職務関係者による二次的被害を引き起こさないためにも、DV相談対応マニュアルを適宜改定し、内容を充実していきます。
(性犯罪被害者等の支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者等が、被害を抱え込まず、安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行える体制を整備します。

■コンピテンシーモデルとは

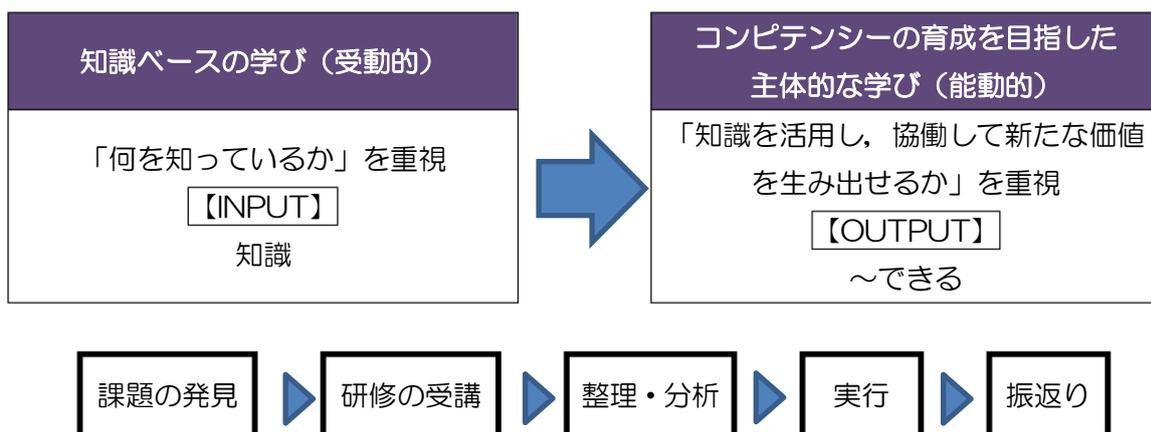
コンピテンシー：単なる知識や技能だけではなく、態度などを含む様々な資質・能力を活用して、複雑な要求・課題に対応することができる実践能力や行動特性

コンピテンシーモデル：コンピテンシーを経験年数別、項目別に類型化したもの

(項目例) 達成力、使命感、組織関係力、対人関係力、スキル、思考力 等

■課題発見による研修受講

研修を受講する相談員等一人ひとりが、コンピテンシーモデルをもとに客観的に自己評価した結果、自らの実力として実感できるものはさらに伸ばし、不十分と感じる部分はそれを自らの意思で期待されるレベルまで高めようと努力することで、これまでの知識ベースの学びに加え、コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促します。



2 保護体制の充実・強化

目指す姿

被害者が、関係機関の連携による安全安心な環境の下で、適切な保護を受けられる環境が整っています。

現 状

- 被害者及び同伴する家族に緊急避難が必要な場合は、西部子ども家庭センター（婦人相談所）が一時保護を決定しています。また、被害者の一時保護の委託先として、社会福祉施設3か所及び民間シェルター2か所を確保しています。
- 被害者の一時保護の決定は24時間体制で行っており、一時保護期間は、他の施設等への入所等の措置が執られるまでの間や、相談・援助を行うために必要な最低限の期間として概ね2週間とされていますが、被害者の状況等により、弾力的な運用を行っています。
- 一時保護中は、被害者の心身の健康状態等を観察し、一時保護担当職員、婦人相談員、精神科医及び心理担当職員等が必要な支援を行っています。
- 加害者からの追跡がある場合には、被害者の身の安全を確保するため、必要に応じて、所轄警察署へ連絡するなどの対応を行っています。
- 一時保護が必要な被害者は、相談窓口等の機関が西部子ども家庭センター（婦人相談所）への移送を行っています。
- 被害者の生命若しくは身体に危険が及ぶおそれがある場合には、必要に応じて警察と連携して移送を実施しています。
- 被害者の状況に応じた保護を実施するため、他の都道府県との情報交換に努めるとともに、必要に応じて、県外の婦人相談所との広域連携を行っています。

課 題

- 被害者の安全確保や被害者の状況に応じた保護を実施するため、引き続き、一時保護委託が可能な民間シェルターを確保する必要があります。
- 一時保護後も心理的ケアを必要とする被害者や同伴する子供に対しては、一時保護期間中の

精神医学的・心理学的観点及び行動観察等による多角的アプローチから退所後のケア（被害者の継続支援）や関係機関につなぐ（総合精神保健福祉センターの相談窓口の紹介など）ことが必要です。

- 一時保護支援を行う側に、知的・精神的障害に関する専門性を付与するなど、一時保護施設職員等の資質の向上を図ることが必要です。
- 障害のある被害者の場合には、手話通訳等による情報伝達手段の確保や一時保護所の環境の整備又は障害の状態に応じた保護ができる一時保護委託施設を確保する必要があります。
- 被害者が高齢の場合や同居高齢者がいる場合には、市町や地域包括支援センター等の高齢者福祉関係機関と連携することが必要です。
- 被害者を一時保護する際など、特に休日や夜間における被害者の移送に当たっては、安全に配慮した方法を確保することが必要です。
- 加害者の追及から逃れるために県外の施設での保護を必要とする場合があり、他の都道府県との相互条件による適切な対応が必要です。

具体的取組

取組	内容
被害者及び同伴 児童への心理的 ケア 重点3 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。
移送体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護を行う場合の移送について，相談を受けた機関が，西部子ども家庭センター（婦人相談所），警察等の関係機関と連携し，迅速かつ適切な対応ができる体制を確保します。 ・ 休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段の確保や，直ちに一時保護所への移送が困難な場合の避難場所を各地域に確保するなど，被害者の心情に配慮した一時保護の受入体制を検討します。 ・ 西部子ども家庭センター（婦人相談所）から一時保護委託施設等の関係機関への移送は，移送中の被害者の精神的安定に配慮しながら実施します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から他の都道府県との情報交換等の連携に努めるとともに、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどの円滑な実施に努めます。
一時保護体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所では、被害者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持つよう、被害者に寄り添いながら、疾病や心身の健康状態等により必要な医学的・心理学的支援を行うとともに、被害者への積極的な情報提供や関係機関との連携による社会資源の活用を図り、被害者の意思を尊重した支援に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が同伴する子供が学齡児や幼児の場合には、学習支援や母親に代わって保育を実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語通訳や手話通訳による情報伝達手段の確保により、一時保護期間中のコミュニケーションの充実に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人が運営するシェルターが安定的に運営できるよう引き続き支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が障害を有する場合等、被害者の状況に応じた一時保護委託の実施が可能となるよう一時保護委託施設の確保に努めます。
警察等との連携 による安全確保 措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者を一時保護した場合には、本人の意向に基づき、加害者から提出される被害者の行方不明者届を受理しないように、速やかに警察本部を通じて所轄警察署へ連絡を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、配偶者暴力相談支援センター、市町等の関係機関は、相互に連携し、一時保護中及び一時保護所退所（委託により被害者の一時保護を実施し、その被害者が民間シェルター等の一時保護委託施設を退所した場合を含む。以下同じ。）後の被害者の情報を加害者に知られることのないように配慮するとともに、情報の共有を図り、被害者の安全確保に努めます。

3 保護命令への対応等

目指す姿

被害者が、保護命令の発令によって、地域で安全に安心して生活しています。

現 状

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に情報提供や助言を行うとともに関係機関への連絡等を行っています。
- 西部子ども家庭センター（婦人相談所）が行う一時保護期間中に保護命令の申立てをする被害者に対しては、必要な助言を行うとともに、地方裁判所への同行支援を行っています。
- 保護命令が発令された場合は、被害者との連携を密にして対応措置を教示する一方、加害者に対しては、被害者への危害防止の措置として保護命令を遵守するよう指導又は警告を行い、具体的な事案発生時には検挙措置を講じています。

課 題

- DV相談窓口の広報や情報提供とあわせて市町や学校等関係機関に、保護命令制度の周知を図り、被害者の安心感を高めることが必要です。
- 一時保護期間中に保護命令の申立てを行う必要がある場合、申立て費用の支援が必要な場合があります。
- 子供への接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育所等における適切な対応が必要です。

■保護命令

配偶者から、身体的暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体的暴力（脅迫を受けた被害者の場合は、将来的な身体的暴力）によって、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型があります。

具体的取組

取組	内容
保護命令制度の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 市町等の相談窓口へ保護命令制度の周知徹底を図り、被害者が速やかに安心して制度を利用できるよう、情報提供や助言を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校、幼稚園、保育所等において被害者及び同伴する子供の身の安全を守るための適切な対応ができるよう、関係機関や市町教育委員会への保護命令制度の周知徹底を図り、必要に応じて、指導・助言等を行います。
保護命令申立てに係る支援	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護期間中に保護命令を申立てる被害者に対しては、必要に応じて弁護士による助言が受けられるよう努めるとともに、地方裁判所への同行支援を実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護期間中に保護命令の申立てを行う必要がある場合で、申立て費用を所持していない被害者に対する減免制度の創設について引き続き国への要望を行います。
警察等との連携による保護対策等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護命令が発令された場合、警察は被害者に対する保護対策、被害者の関係者に対する防犯指導を推進する一方、加害者に対して保護命令の内容を認識させるとともに遵守するよう指導・警告を行います。また、保護命令違反が生じた場合は、適時適切な検挙措置を講じます。
	<ul style="list-style-type: none"> 学校等においても、子供の身の安全が確保できるよう、警察等と連携して適切な対応を行います。

第3節 自立

基本施策3 関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施

被害者が自立し、安心して生活するためには、就業や住宅の確保のほか様々な支援制度の活用等が必要であり、このような制度そのものの充実とともに、関係機関の情報の収集や関係機関相互の連携が必要です。

また、被害者の保護と自立支援のためには、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の県、市町の関係機関、法務局、婦人保護施設や母子生活支援施設などの社会福祉施設、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、実効性のある施策を推進していくことが必要です。

さらに、本県では、全ての市町に福祉事務所が設置され、基礎的な福祉サービスの提供体制が整っていることから、市町では相談から自立支援まで関係部署が連携した一体的な支援が可能です。そのため地域においては、市町を中心とした関係機関のネットワークを構築し、被害者に対するより効果的な支援が行われることが望まれます。

■ 基本施策3では、次の重点項目を中心とした施策を展開します。

【重点項目】

重点4 被害者の経済的自立の促進

【施策体系】

施策体系	取組	重点項目に対応する取組
1 施設における保護の円滑な実施	・ 婦人保護施設への入所	
	・ 施設や福祉事務所等との連携強化	
	・ 高齢者への援助	
2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 相談窓口と就業支援機関との連携強化	重点4
	・ 自立支援策の情報提供等の充実	重点4
	・ 就業の支援	重点4
3 子供への支援の充実	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 子供に対する支援の充実	
4 生活の安定と心身回復へのサポート	・ 被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲）	重点4 （重点3）
	・ 安全確保に係る支援	
	・ 手当や貸付による経済的支援	
5 関係機関・団体との連携強化	・ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域内の連携	
	・ 民間団体との連携事業の推進	
	・ 関係機関への働きかけ	
	・ 市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援（再掲）	

【重点項目に対応する指標】

重点項目	指標	現状値	目標値
4 被害者の経済的自立の促進	就業希望者に占める就業者の割合	—	85%以上
	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数（再掲）	15市町	全市町

1 施設における保護の円滑な実施

目指す姿

関係機関が連携し、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所した被害者の状況に応じた効果的・継続的な支援が実施されています。

現 状

- 婦人保護施設での保護が必要な被害者については、西部こども家庭センター（婦人相談所）が婦人保護施設への入所を決定し、施設入所期間中は、西部こども家庭センター（婦人相談所）と婦人保護施設が連携して支援しています。
- 同伴する子供のいる被害者で母子生活支援施設への入所が適切である場合には、福祉事務所と連携し、福祉事務所において入所を決定しています。
- 婦人保護施設、母子生活支援施設等の施設において、指導員等が生活相談やハローワーク等への同行支援を行っています。

課 題

- 一時保護所退所後も保護が必要な被害者については、被害者の自立支援の視点に立った関係機関の連携が必要です。

具体的取組

取 組	内 容
婦人保護施設への入所	・一時保護所退所後、婦人保護施設での保護が必要な被害者については、西部こども家庭センター（婦人相談所）が、婦人保護施設への入所を決定するとともに、入所期間中は、被害者の処遇について婦人保護施設との間で定期的に協議します。
施設や福祉事務所等との連携強化	・被害者の母子生活支援施設への入所事務手続きが円滑に行われるよう、福祉事務所等と連携します。 ・婦人保護施設等施設における被害者への自立に向けた支援の充実のため、関係機関の連携が図られるよう調整に努めます。
高齢者への援助	・高齢の被害者又は被害者と同居している高齢者の心身の状況によっては、介護サービスの利用や特別養護老人ホーム等への措置も考えられます。適

切な対応が行われるよう、市町や地域包括支援センターへの助言・支援に努めます。

■ 婦人保護施設

売春防止法に基づき設置され、もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設でしたが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としています。DV防止法により、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることが明確化されました。

■ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、併せて退所した者に対し相談や援助を行う施設です。

2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進

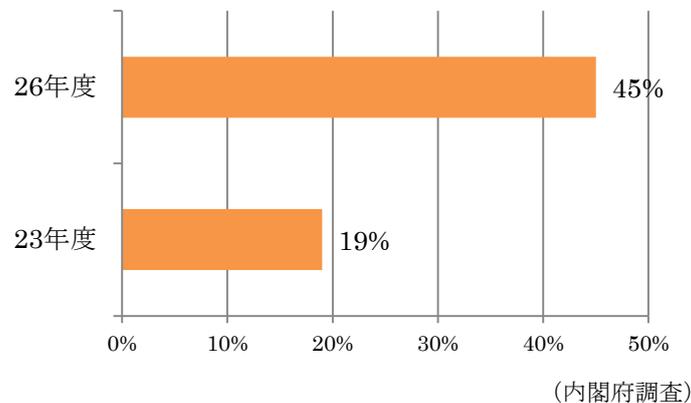
目指す姿

被害者が、心理的なケアを受けて立ち直り、実情に即した就業支援により、経済的に自立した生活を送っています。

現 状

- 平成26（2014）年度の内閣府調査で、「DVを受けたが経済的な不安から離婚しなかった」と答えた女性は45%で、3年前の前回調査から大きく増えています。

経済的不安から別れなかった女性



- ひとり親家庭等就業・自立支援センター（県が（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託して設置）において、就業相談員が、就職先の選定、適職相談などによる就職・転職の相談や、職場の人間関係の悩みなど、ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じています。また、就業支援講習会の実施や、ハローワークからオンラインで求人情報の提供を受けるとともに、独自の求人開拓を行うことによる無料職業紹介業務を実施しています。
- 被害者は、長期にわたる暴力が引き起こすPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えている場合も多く、相談から自立までを見通した心理的ケアを含めた継続的支援の実施が求められています。

課 題

- 加害者と別れると生計が維持できないと考える被害者が多いことから、経済的自立のための就業支援を充実するとともに、受けられる支援内容の周知を図ることが必要です。

- 就業支援機関においては、被害者の抱えるPTSD等の障害や安全確保の問題など、被害者一人ひとりの状況に応じた就業支援を行うことが必要です。
- 配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、女性センター、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等における就業支援等についての情報提供と助言を行い、事案に応じ、当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要です。

具体的取組

取組	内容
被害者及び同伴 児童への心理的 ケア（再掲） 重点4 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。
相談窓口と就業 支援機関との連 携強化 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口と，ひとり親家庭等就業・自立支援センター，わーくわくママサポートコーナー及びひろしましごと館等との連携を強化し，就業を希望する被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就業支援に取り組むため，これらの機関の相談員等に対し，被害者により適切に対応できるよう，被害者が抱えるメンタル面の問題を含む必要な研修を実施します。
自立支援策の情 報提供等の充実 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センターにおいて，常に最新の情報収集に努め，自立支援に関する情報提供や助言を行うとともに，事案に応じ，関係機関と連絡調整を行います。
就業の支援 重点4	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークやわーくわくママサポートコーナー，ひろしましごと館など，就職支援，職業訓練を行う関係機関と連携し，被害者に対して，就職に関する相談や職業訓練制度などの情報を提供するとともに，より実効性のある取組について検討します。 ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談，就業支援講習会等の就業支援による自立の促進を図ります。 ・県立高等技術専門校等の職業訓練の受講生に対して，必要に応じ産業カウンセラーによるカウンセリングを実施します。 ・自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用による就業に向けた能力開発を支援します。

3 子供への支援の充実

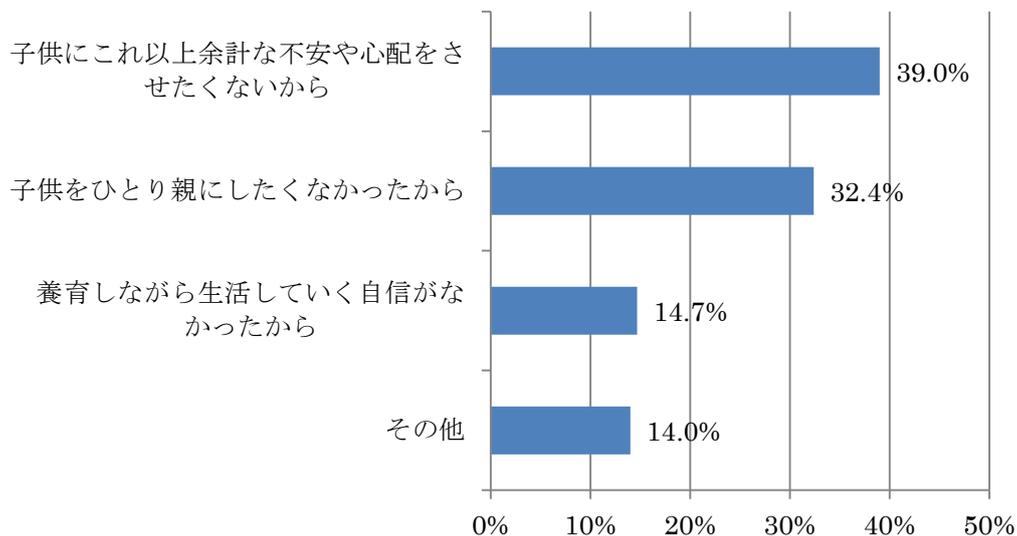
目指す姿

子供たちが必要な支援を受け、地域で見守られながら安心して暮らしています。

現 状

- 被害者が同伴する子供は、子供自身が親からの暴力の対象となっている場合があります。また、直接子供に対して向けられた行為ではなくても、子供の面前で行われるDVは子供の心身の健全な成長に影響を与える児童虐待に当たります。
- また、子供は転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすいと考えられます。
- こども家庭センター（児童相談所）においては、子供の精神的ダメージに対して、診断・助言等の必要な支援を行っています。

子供のことが原因で別れなかった理由



(H26 内閣府調査)

課 題

- 被害者が同伴する子供の精神的ダメージについても継続したケアを実施することが必要です。

- 加害者が、子供がそれまで通っていた学校や教育委員会に対して、子供の転出先の学校名等を聞き出そうとすることなども考えられ、関係機関が連携して被害者の居所が知られることが無いよう、配慮する必要があります。
- 虐待を受けた子供やその家庭に対する援助について、市町は要保護児童対策地域協議会と連携し、援助が必要な子供やその家庭に関する情報を関係機関で共有するとともに、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行うことが必要です。

具体的取組

取 組	内 容
被害者及び同伴児童への心理的ケア（再掲） 重点4 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。
要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築（再掲） 重点4 重点3	<ul style="list-style-type: none"> ・市町DV防止ネットワークが構築され，要保護児童対策地域協議会と連携した地域の見守り体制が確保されるよう，未整備の市町に対して支援を行います。
子供に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が同伴する子供の区域外就学の弾力的な運用，保育所への優先入所や放課後児童クラブ等の利用に関する柔軟な対応について，教育関係機関や市町関係機関へ働きかけます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等においては，被害者が同伴する子供に対する心のケアの実施について，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対しては，保護命令の発令状況等について学校等に申し出をするよう促すとともに，こども家庭センター，学校等，教育委員会及び警察等の関係機関が連携し，子供の安全の確保を図ります。

4 生活の安定と心身回復へのサポート

目指す姿

被害者が、自立に向けた支援を受け、安心して暮らしています。

現 状

- 被害者や同伴する子供の精神的ダメージに対して、西部こども家庭センター（婦人相談所）で診断・助言等必要な支援を行っています。
- 被害者は、転居後も加害者の追跡がないか、居所をつきとめられるのではないかといった不安を抱えながら生活しています。
- 被害者が一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設などを退所して自立する際に、保証人を確保できないことなどにより民間住宅等の賃借が困難な場合があります。

課 題

- 被害者や同伴する子供の精神的ダメージについて、継続したケアを実施することが必要です。
- 被害者が地域で安心して暮らせるよう、各関係機関は、必要な福祉制度の情報提供を行うとともに、警察等と連携した安全確保の支援を継続する必要があります。
- 公営住宅については、県営住宅及び12市町の市町営住宅において、被害者の優先入居による優遇措置を設けていますが、さらに拡充していくことが必要です。

具体的取組

取 組	内 容
被害者及び同伴 児童への心理的 ケア（再掲） 重点4 重点3	・こども家庭センター，総合精神保健福祉センター，市町保健センター等関係機関との連携により，相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより，被害者及び同伴児童の自立を支援します。

安全確保に係る支援	・こども家庭センター、警察等の関係機関は、被害者に対して住民基本台帳の閲覧制限等の措置（住所又は居所を知られないようにするための措置）を教示するとともに、被害者が安心して被害防止交渉を行うことができるよう警察施設を利用するなど、継続的な被害者支援対策を実施します。
手当や貸付による経済的支援	・児童扶養手当制度や母子・父子・寡婦福祉資金貸付など各種の貸付制度に関する情報を提供し、経済的支援を図ります。 ・自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用による就業に向けた能力開発を支援します。（再掲）
住宅確保に係る支援の充実	・市町営住宅においても、優先入居や目的外による一時使用など、県と同様の支援が実施されるよう、一層の普及に努めます。

5 関係機関・団体との連携強化

目指す姿

地域で関係団体の連携体制が確立され、相談から保護、自立支援まで、切れ目なく対応できる環境が整備されています。

現 状

- 被害者の自立支援のために、各種福祉施策をはじめ医療保険制度や住民基本台帳制度上の支援措置が講じられています。
- 自立生活移行の訓練の場として、婦人保護施設にステップハウス2棟を設置しています。

課 題

- 市町の窓口や福祉事務所では、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置、医療保険、年金の手続きや生活保護、生活困窮者自立支援制度、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金等の現行諸制度の適用、マイナンバーの取扱い等について、適切に実施していく必要があります。

具体的取組

取 組	内 容
配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域内の連携	・被害者に対して適切な対応ができるよう、配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域ごとのブロック別連絡会議において、関係者による具体的な事例に基づいた検討や圏域の実情に応じた連携のあり方を検討し、取組の充実を図ります。
民間団体との連携事業の推進	・民間団体での相談事業や、被害者支援の経験を活かしたDV防止、被害者支援等に関する普及啓発活動及び各種研修を、民間団体と連携して実施します。
	・被害者同士の情報交換の場の提供や被害者に対する相談活動等の長期的なケア事業を、民間団体と連携して実施します。
	・民間団体によるDVの防止や被害者の支援の取組がさらに効果的に進められるよう、実効性のあった支援事例の情報共有を図るなど、連携体制を確保します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の運営するシェルターが安定的に運営できるよう引き続き支援します。(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者更生に取り組む団体と関係機関が連携し、加害者に自分の行為がDVであることを気付かせて罪の意識を芽生えさせるとともに、DVに至った誤った意識を払拭させる周知・広報に取り組みます。(再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・アセスメントにより、危険度を的確に把握し、被害者の安全を確保したうえで、加害者に対して適切なアプローチを行う取組を検討することとし、医療機関や関係団体等に対し働きかけ、連携体制の構築を図ります。(再掲)
関係機関への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の自立支援には福祉事務所の果たす役割が大きいことから、生活保護、生活困窮者自立支援制度、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金等の担当者研修等を通じて、各種制度の適切な運用について周知を図ります。 ・被害者の自立には欠くことができない医療保険制度等について、市町に対して必要な情報提供や助言等を行います。 ・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置について、市町担当課への周知を徹底します。
市町における基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する情報提供や助言を行い、基本計画の策定が円滑に進むよう働きかけます。 ・婦人相談員の設置による支援体制の強化や、配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町に助言や情報提供等を行います。

資料 1 相談・一時保護等の状況

1 相談等件数

(1) 県・市町における相談件数

区 分		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
県(こども 家庭センタ ー)	面接	1,141	395	868	356	794	282	726	255	692	261
	電話		746		512		512		471		431
婦人相談員 設置市 (8市)	面接	2,172	761	2,004	786	1,748	814	1,725	643	1,927	717
	電話		1,411		1,218		934		1,082		1,210
その他市町 (15市町)		155		291		116		115		132	
県・市町計		3,468 (111.8%)		3,163 (91.2%)		2,658 (84.0%)		2,566 (96.5%)		2,751 (107.2%)	

※ () は前年比

(2) 警察による認知件数

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
認知件数	729 (113.2%)	958 (131.4%)	1,207 (126.0%)	1,588 (131.6%)	1,772 (111.6%)

※ () は前年比

(3) 広島法務局人権相談所における相談件数

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
相談件数	83 (136.1%)	90 (108.4%)	76 (84.4%)	178 (234.2%)	201 (112.9%)
うち女性の人権 ホットライン	50	23	31	97	92
うち男性からの 相談	4	5	4	8	16

※ () は前年比

(4) 広島県女性総合センター「エソール広島」における相談件数

区 分		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
相談件数	面接	2,259	114	2,153	125	1,965	90	2,088	111	2,078	104
	電話		2,145		2,028		1,875		1,977		1,974
うちDVに係る もの		275 (96.8%)		321 (116.7%)		245 (76.3%)		307 (125.3%)		278 (90.6%)	
うちデートD Vに係るもの		18		11		21		8		17	

※ () は前年比

2 県内の一時保護件数

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一時保護件数		117 (94.4%)	160 (136.8%)	110 (68.8%)	95 (86.4%)	97 (102.1%)
うちDV に係るも の	件数	80 (95.2%)	109 (136.3%)	86 (78.9%)	70 (81.4%)	75 (107.1%)
	割合	68.4%	68.1%	78.2%	73.7%	77.3%

※ () は前年比

【平成27（2015）年度 一時保護の実施状況】

（1）相談経路別の状況

区 分	件 数	割合%
警 察	49	50.5
市婦人相談員	17	17.5
福祉事務所	10	10.3
被害者本人	18	18.6
その他	3	3.1
計	97	100.0

（3）世帯構成の状況

区 分	件 数	割合%
単身	48 (30)	49.5
母子	49 (45)	50.5
計	97 (75)	100.0

※（ ）はDVの再掲。

（2）一時保護した被害者の年齢別状況

区 分	件 数	割合%
20歳未満	5 (0)	5.1
20歳代	20 (18)	20.6
30歳代	31 (27)	32.0
40歳代	22 (19)	22.7
50歳代	6 (4)	6.2
60歳以上	13 (7)	13.4
計	97 (75)	100.0

※（ ）はDVの再掲。

（4）同伴児の年齢の状況

区 分	件 数	割合%
乳児	12 (12)	13.8
幼児	43 (39)	49.4
小学生	31 (28)	35.6
中学生	1 (1)	1.2
その他	0 (0)	0.0
計	87 (80)	100.0

※（ ）はDVの再掲。

（5）一時保護解除後の状況

区 分		件 数	割合%
帰宅等	帰宅	26 (20)	27.1
	帰郷	12 (12)	12.5
施設入所	母子生活支援施設	15 (13)	15.6
	婦人保護施設	10 (6)	10.4
自立（アパート等への入居）		13 (12)	13.6
その他		20 (12)	20.8
計		96 (75)	100.0

※ 平成27（2015）年度中に退所した件数（平成26（2014）年度からの継続保護分を含む。）について計上。（ ）はDVの再掲。

資料 2 県民のDVに関する意識（平成 26（2014）年度広島県政世論調査から抜粋）

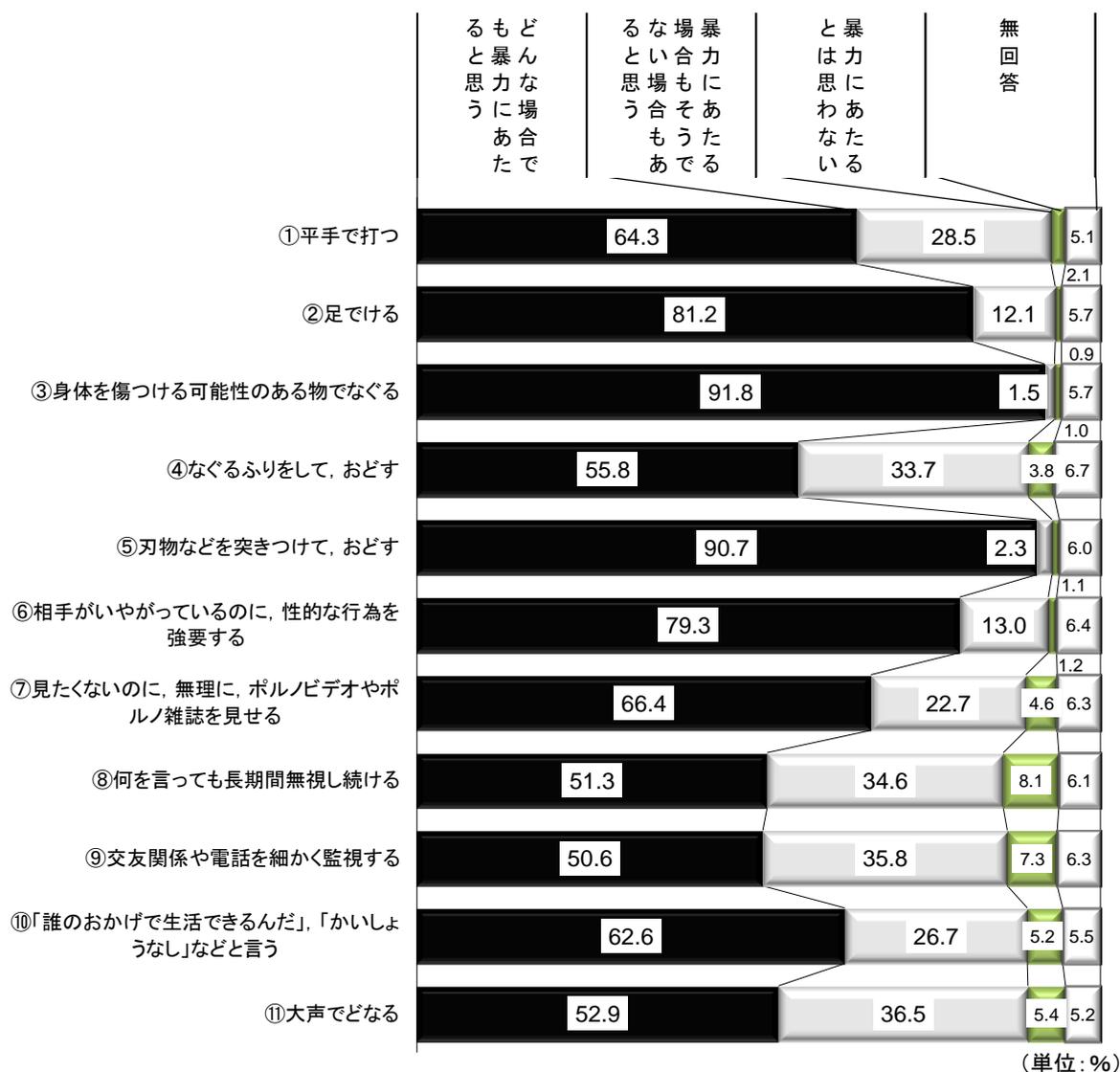
4. ドメスティック・バイオレンス(DV)

(1) 夫婦間やパートナー間での身体的・心理的暴力による被害

問 10 夫婦間やパートナーの間で身体的・心理的暴力による被害が問題視されています。あなたは、次のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）や恋人の間で行われた場合、暴力にあたると思いますか。①～⑪のそれぞれの項目について、あなたのお考えに最も近いものの番号を1つずつ選んで○をつけてください。

全ての項目において「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えた人が半数以上

夫婦間やパートナー間での身体的・心理的暴力による被害について、「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合は、「③身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(91.8%)、「⑤刃物を突きつけて、おどす」(90.7%)、「②足でける」(81.2%)、「⑥相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する」(79.3%)が特に高い。

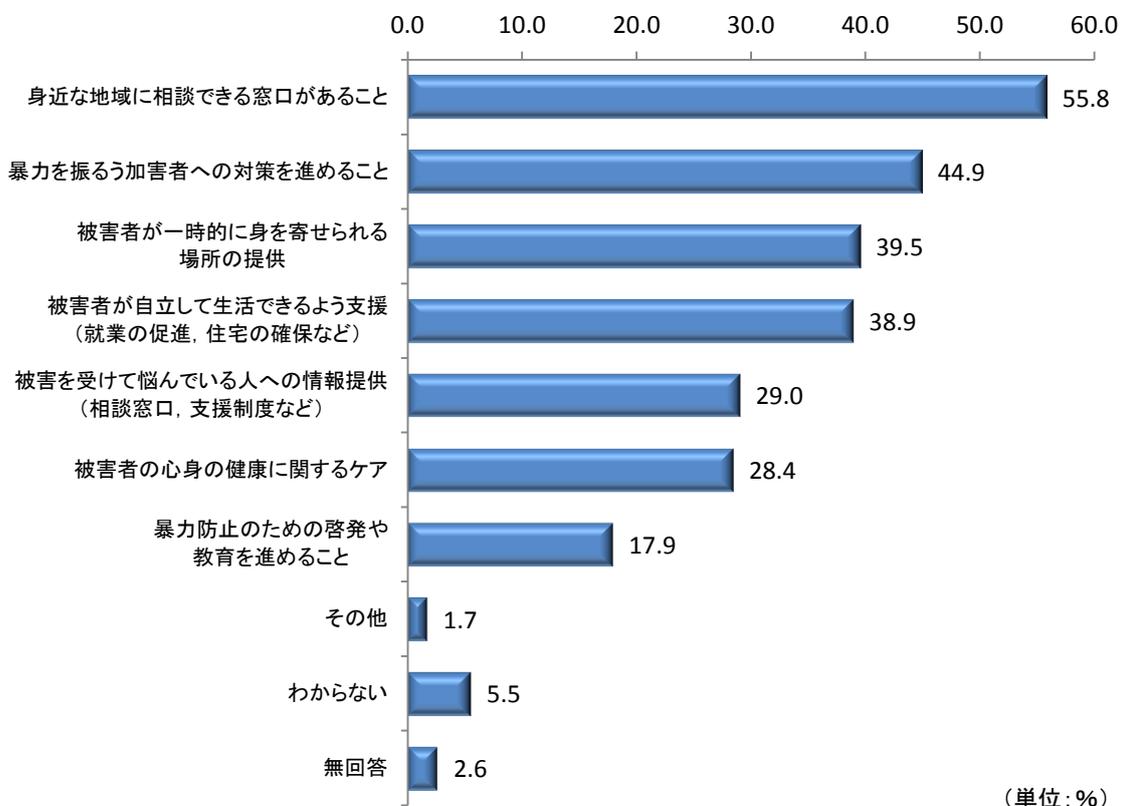


(2) 配偶者からの暴力に必要な取組

問 11 あなたは、配偶者からの暴力について、どのような取組が必要だと思いますか。次の中からあてはまるものを3つ以内で選んでください。

「身近な地域に相談できる窓口があること」が半数を超える

配偶者からの暴力に必要な取組について、「身近な地域に相談できる窓口があること」と回答した割合が55.8%で最も高くなっている。次いで「暴力を振るう加害者への対策を進めること」(44.9%)、「被害者が一時的に身を寄せられる場所の提供」(39.5%)の順となっている。



〈属性による比較〉

【生活圏別】

すべての生活圏で「身近な地域に相談できる窓口があること」が5割を超えて高い。「身近な地域に相談できる窓口があること」「被害者が自立して生活できるよう支援」は備後地方生活圏が他の2生活圏と比べて高くなっている。

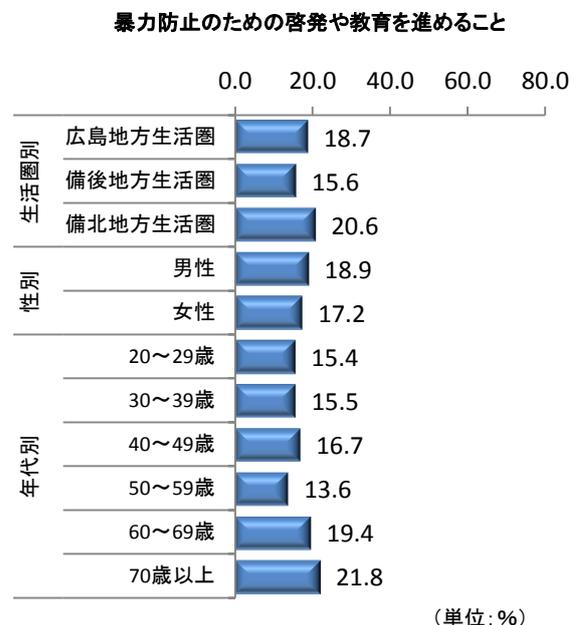
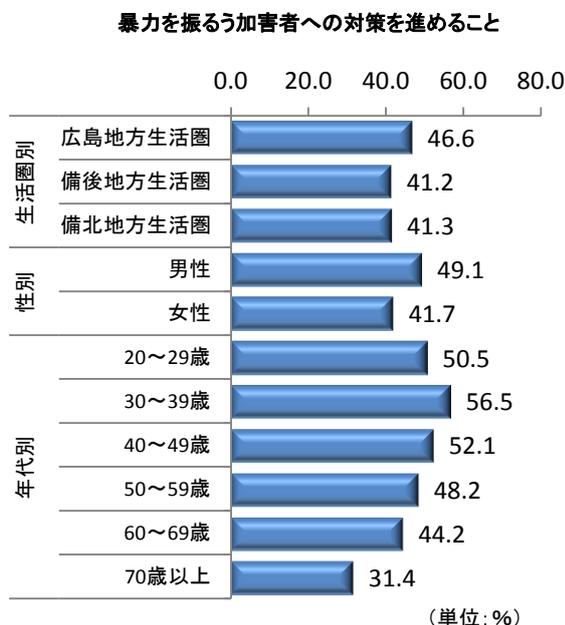
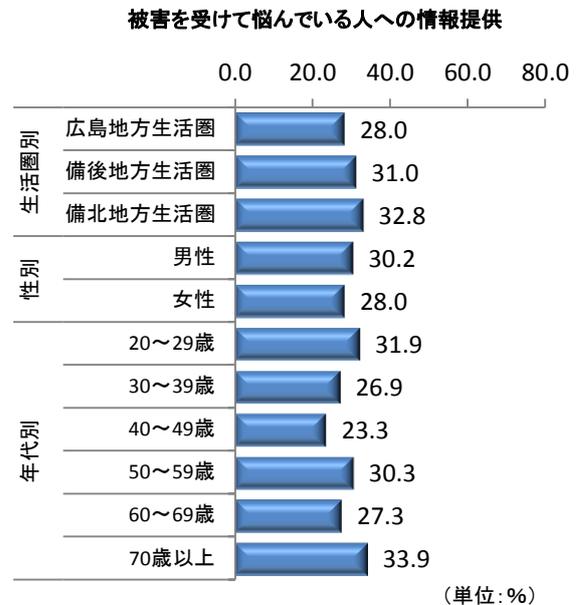
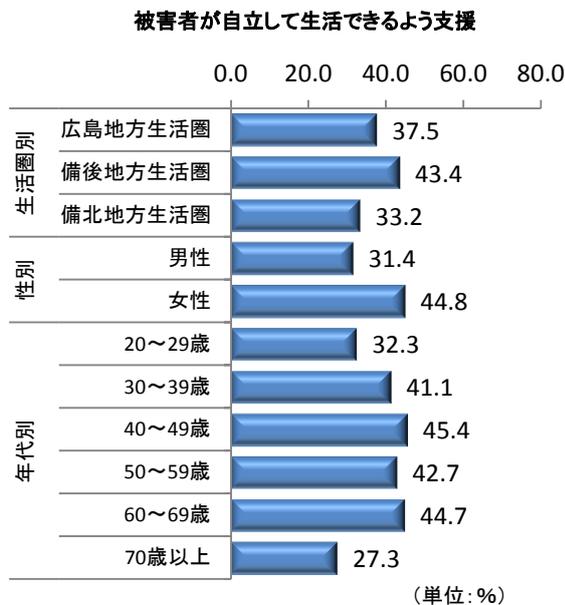
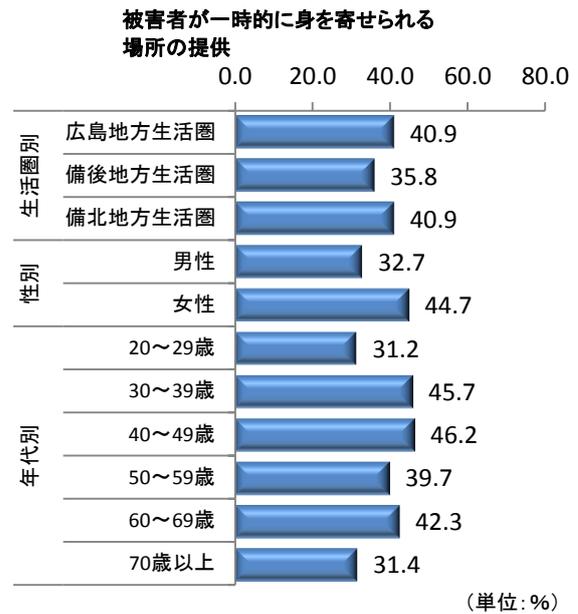
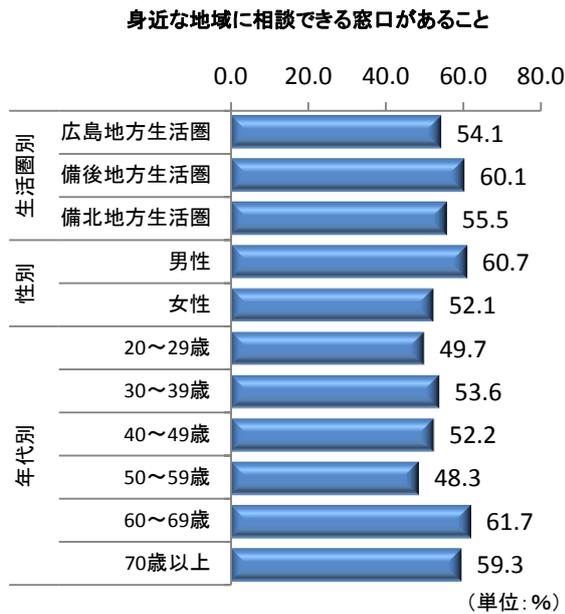
【性別】

「身近な地域に相談できる窓口があること」「暴力を振るう加害者への対策を進めること」は、男性が女性より高い。「被害者が一時的に身を寄せられる場所の提供」(男性:32.7%, 女性:44.7%)、「被害者が自立して生活できるよう支援」(男性:31.4%, 女性:44.8%)と答えた割合は、男性と比べて女性の方が高くなっている。

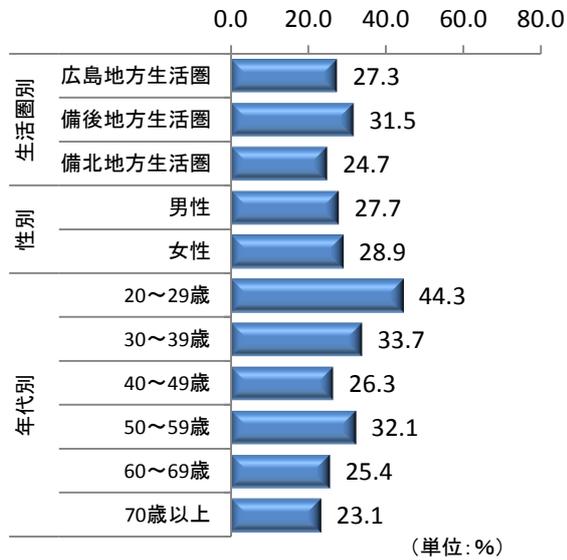
【年代別】

「身近な地域に相談できる窓口があること」は60歳代以上の回答率が高い。「被害者が一時的に身を寄せられる場所の提供」は30～40歳代の回答率が高い。

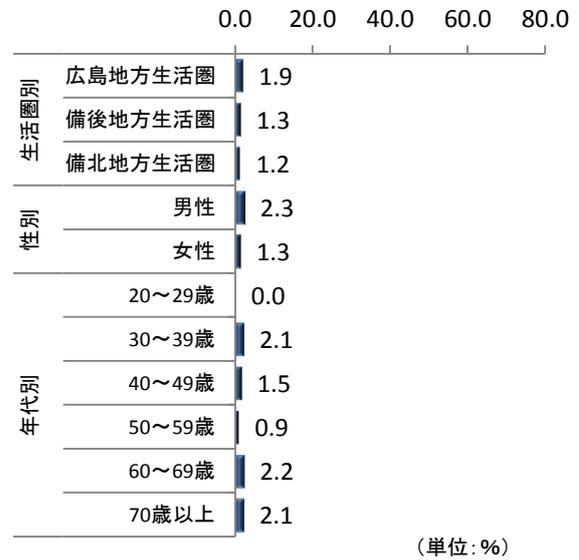
配偶者からの暴力に必要な取組（生活圏、性、年代別）



被害者の心身の健康に関するケア



その他

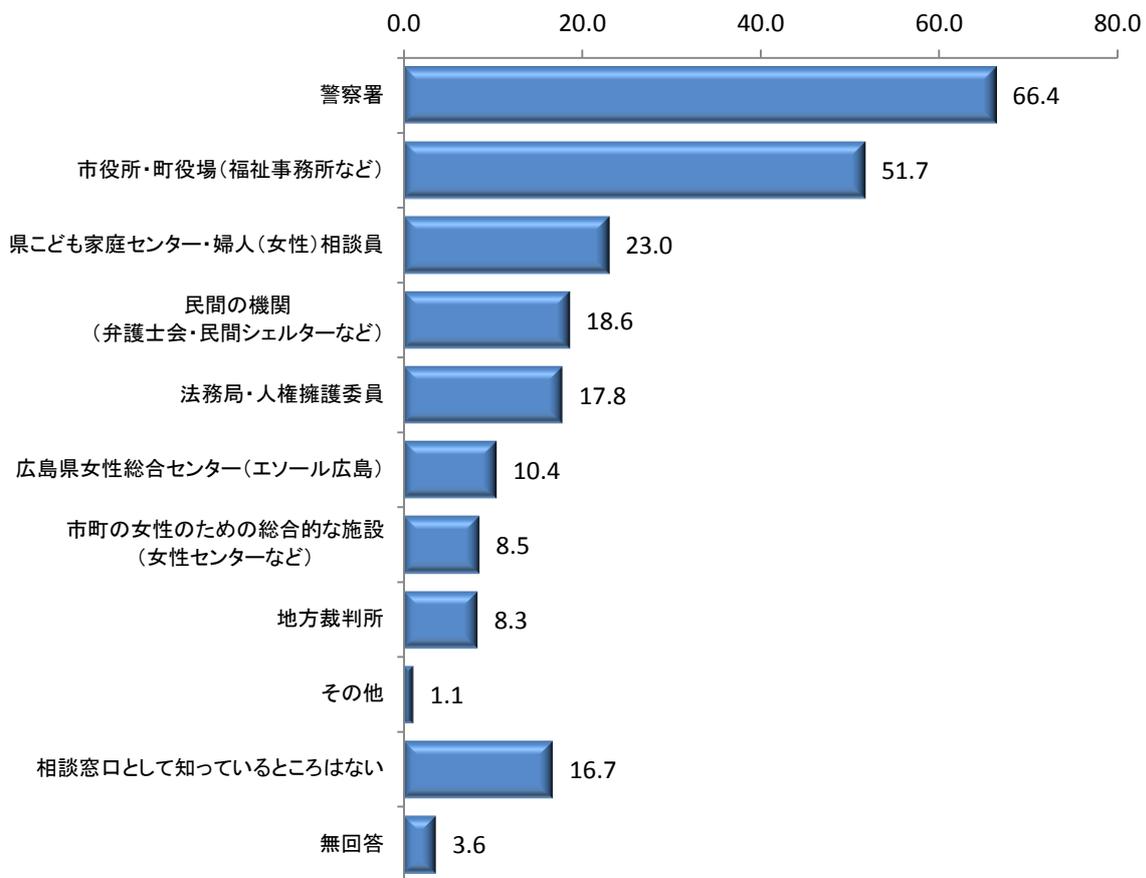


(3) 配偶者からの暴力について相談できる窓口

問 12 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。次の中からすべて選んでください。

「警察署」「市役所・町役場」が半数を超える

「警察署」が 66.4%と最も高く、「市役所・町役場（福祉事務所など）」(51.7%)がこれに次いでいる。



(単位: %)

<属性による比較>

【生活圏別】

すべての生活圏で「警察署」と回答した割合が6割を超えて一番高く、次いで「市役所・町役場（福祉事務所など）」となっている。

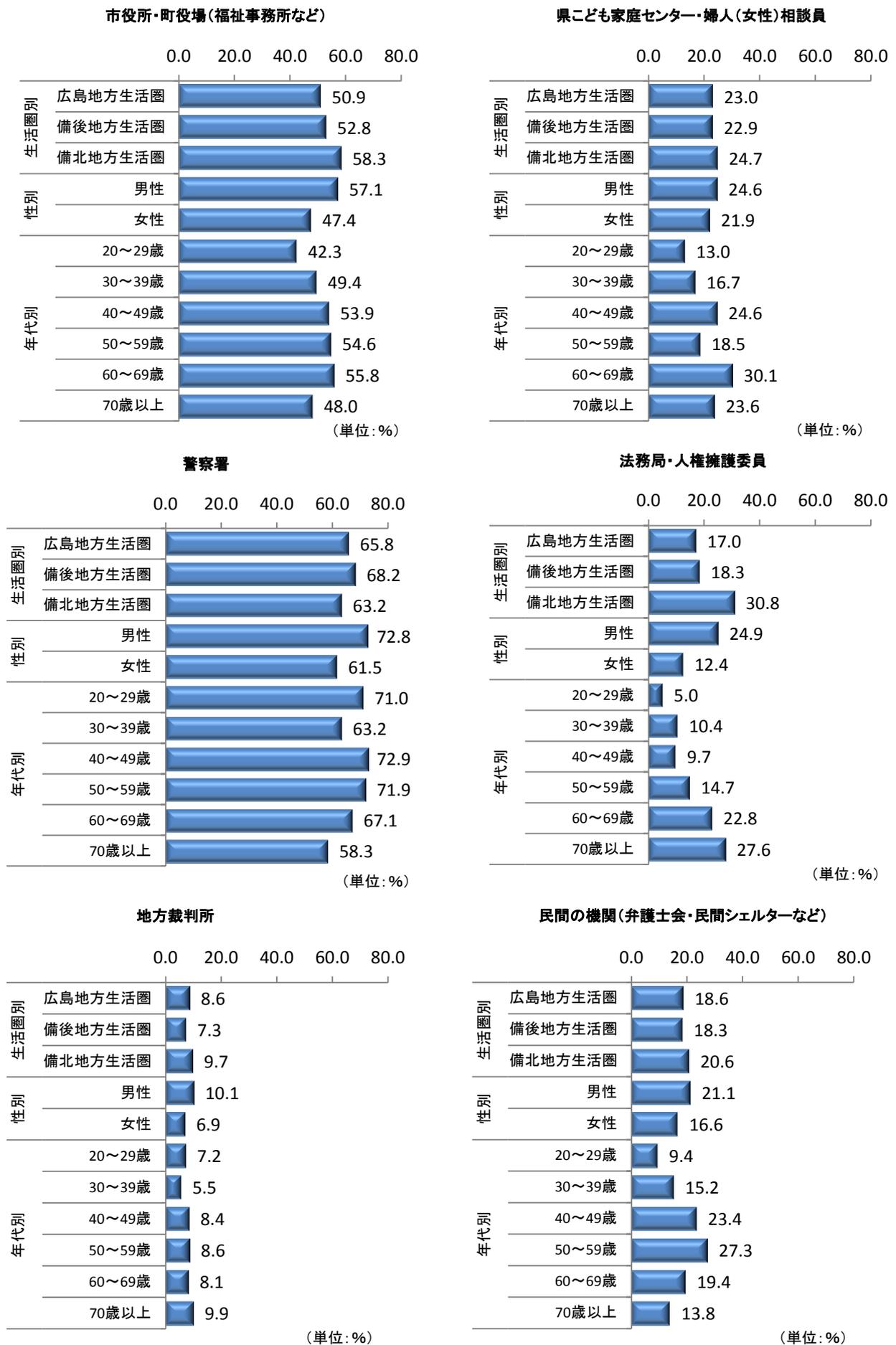
【性別】

男性は「市役所・町役場」「警察署」「法務局・人権擁護委員」と回答した割合が女性と比べて 10 ポイント以上高い。「女性」は「相談窓口として知っているところはない」と回答した割合が男性に比べて高い。

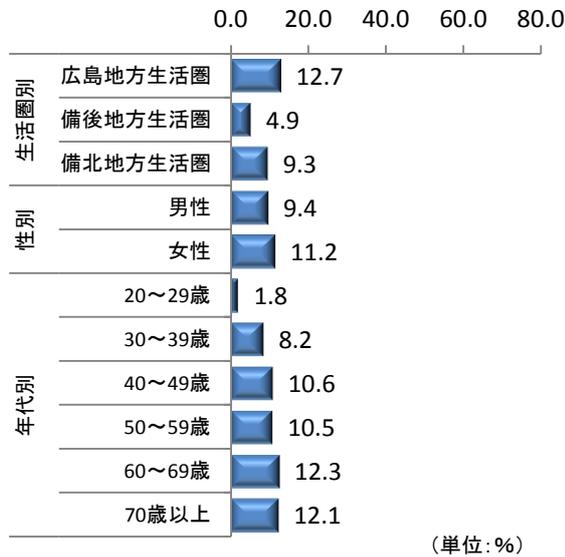
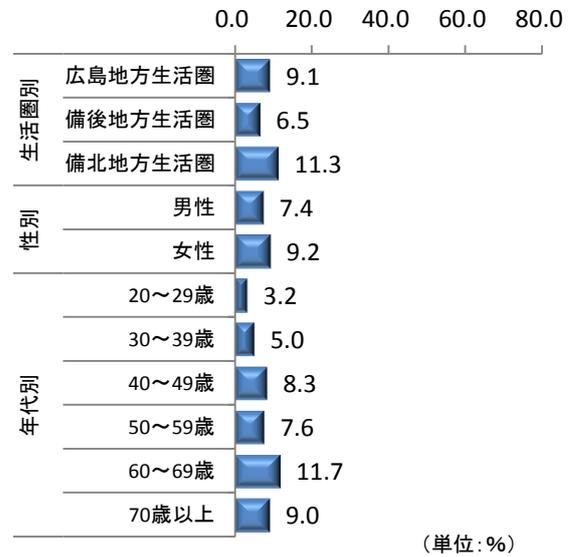
【年代別】

「市役所・町役場（福祉事務所など）」と回答した割合は 40～60 歳代で高い。「民間の機関（弁護士会・民間シェルター）」と回答した割合は 40 歳代と 50 歳代が他の年代と比べて高く、「法務局・人権擁護委員」は 60 歳代以上が他の年代と比べて高い。

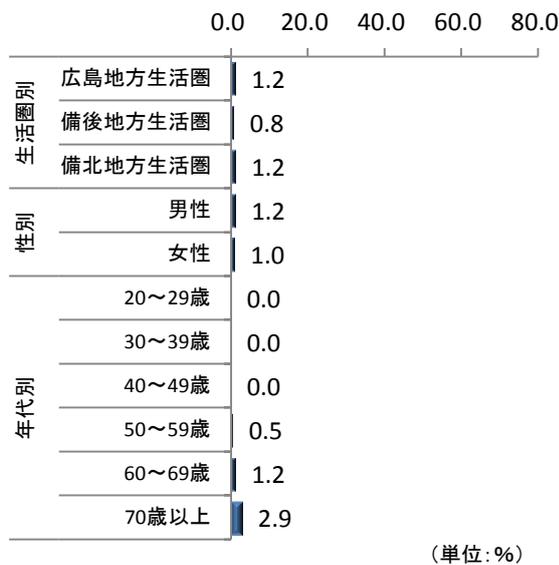
配偶者からの暴力について相談できる窓口（生活圏、性、年代別）



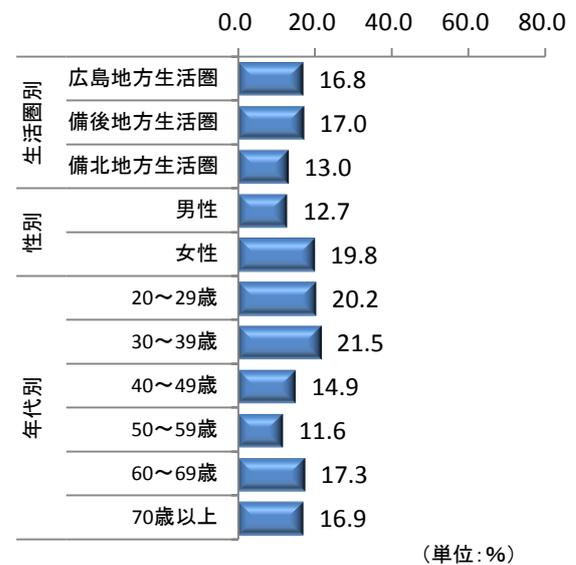
広島県女性総合センター(エソール広島)

市町の女性のための総合的な施設
(女性センターなど)

その他



相談窓口として知っているところはない



資料 3 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）検討会委員名簿

広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）検討会委員名簿

【委員】

区分	氏名	所属・職	備考
学識関係者	あかざわ じゅんこ 赤澤 淳子	福山大学人間文化学部心理学科教授	座長
関係者代表	ゆのかわ うめよ 温泉川 梅代	広島県医師会常任理事	
	ふじもと けいこ 藤本 圭子	広島弁護士会副会長	
	あきもと のぶこ 秋本 信子	婦人保護施設長	
	たなか のりこ 田中 典子	広島県母子生活支援施設協議会（嶺南荘施設長）	
	こうち しげこ 河内 茂子	広島県ひとり親家庭等福祉連合会事務局長	
	どい たつお 土居 達雄	NPO法人ふあみりい代表	
	くろせ しげこ 黒瀬 茂子	一般社団法人クロッケ代表理事	
たなだ さとみ 棚多 里美	広島県男女共同参画財団常務理事	副座長	
行政関係者	なかむら きみひろ 中村 公洋	広島法務局人権擁護部第二課長	H27年度
	なかしま まさよし 中島 正善	広島法務局人権擁護部第二課長	H28年度
	かとり まなぶ 加鳥 学	広島労働局職業安定課福祉労働対策担当官	H27年度
	よしだ ひろし 吉田 廣司	広島労働局職業安定部職業安定課長	H28年度
	かげひさ ひろし 影久 弘志	広島市市民局人権啓発部男女共同参画課主幹	
	いのうえ まさき 井之上 正樹	福山市男女共同参画センター次長	
	みやけ かつえ 三宅 克江	北広島町福祉課子育て支援室専門員	H27年度
	もりかわ きょうこ 森川 恭子	北広島町福祉課子育て支援係主任	H28年度
	うさかわ のりこ 宇佐川 典子	広島県西部こども家庭センター女性相談課長	

(敬称略)

資料 4 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱

広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 配偶者からの暴力の防止並びに被害者の保護及び自立支援(以下「DV防止等」という。)に係る機関が相互に連携し、具体的対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、防止から被害者支援までの総合的な施策を効率的に実施するため、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事項について検討する。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項に規定する基本計画の策定及び当該基本計画の進行管理に関する事項
- (2) DV防止等の問題に関わる機関相互の連携のあり方に関する事項
- (3) DV防止等の問題に関する当面の対策及び中長期的課題に関する事項
- (4) その他DV防止等の問題の解決に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 前項に規定する者のうち、健康福祉局を除く各局、教育委員会事務局及び警察本部に属する者にあつては、この会議における検討事項が当該者の属する局等、複数の課に係る場合には、関係課の調整を行うものとする。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、健康福祉局働く女性・子育て支援部長(以下「働く女性・子育て支援部長」という。)が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 働く女性・子育て支援部長が必要と認めるときは、連絡会議を構成する者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ会議)

第5条 連絡会議に、必要に応じてワーキンググループ会議を置くことができる。

- 2 ワーキンググループ会議の座長をこども家庭課長とする。
- 3 ワーキンググループ会議は、座長が招集し、主宰する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉局こども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 連絡会議は、検討内容に応じて、連絡会議等を構成する者のうち関係する者をもって開催できるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、連絡会議等の運営その他必要な事項は、連絡会議において定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

別表

構 成 員 (18人)	
健康福祉局	働く女性・子育て支援部長 (総括)
健康福祉局	こども家庭課長
健康福祉局	働く女性応援課長
健康福祉局	健康対策課長
健康福祉局	地域包括ケア・高齢者支援課長
健康福祉局	医療介護保険課長
健康福祉局	地域福祉課長
健康福祉局	社会援護課長
健康福祉局	障害者支援課長
西部こども家庭センター	次長
地域政策局	国際課長
環境県民局	人権男女共同参画課長
環境県民局	学事課長
商工労働局	雇用労働政策課長
商工労働局	職業能力開発課長
土木建築局	住宅課長
教育委員会事務局	教育部 豊かな心育成課長
警察本部	生活安全部 人身安全対策課長

資料 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 　　：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：平成26年4月23日号外法律第28号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣，国家公安委員会，法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては，次に掲げる事項につき，次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は，基本方針に即して，当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は，基本方針に即し，かつ，都道府県基本計画を勘案して，当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は，都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

5 主務大臣は，都道府県又は市町村に対し，都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は，当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において，当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は，当該市町村が設置する適切な施設において，当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため，次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について，相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）

その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の

本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するた

め、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身近につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものと

する。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の

規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認められる者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲

げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

資料 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

（平成 25 年 12 月 26 日 内閣府，国家公安委員会，法務省，厚生労働省告示第 1 号）

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項**1 基本的な考え方**

配偶者からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月，法が制定され，基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月，平成 19 年 7 月の法改正を経て，平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ，平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画**（1）基本方針**

基本方針は，都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても，法と同様，生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は，第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては，それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに，都道府県と市町村の役割分担についても，基本方針を基に，地域の実情に合った適切な役割分担となるよう，あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため，都道府県については，被害者の支援における中核として，一時保護等の実施，市町村への支援，職務関係者の研修等広域的な施策等，市町村については，身近な行政主体の窓口として，相談窓口の設置，緊急時における安全の確保，地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項**1 配偶者暴力相談支援センター**

都道府県の支援センターは，都道府県における対策の中核として，処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは，身近な行政主体における支援の窓口として，その性格に即した基本的な役割について，積極的に取り組むことが望ましい。また，民間団体と支援センターとが必要に応じ，機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送

りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

（２）子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

（３）医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

（１）緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

（２）一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

（３）婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

（４）広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

（１）関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

（２）被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者から

の請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

（３）生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

（４）就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

（５）住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

（６）医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

（７）年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

（８）子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

（９）その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するた

めに必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

（1）保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

（2）保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

（1）連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

（2）関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

（3）関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

（4）広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

（1）職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

（2）職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

（1）啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

（2）若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

（1）調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

（2）人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それ

それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。